

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年 1月15日
【発行者名】	東京海上アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 後藤 俊夫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8番 2号
【事務連絡者氏名】	尾崎 正幸
【電話番号】	03 - 3212 - 8421
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	東京海上セレクション・外国株式インデックス
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	上限 1兆円
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

東京海上セレクション・外国株式インデックス
(以下「当ファンド」ということがあります。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の受益権です。

当ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定に基づく投資信託の受益権であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である東京海上アセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

当初の1口当たり元本は1円です。

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額は、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

委託会社のお問い合わせ先（以下「委託会社サービスデスク」といいます。）

東京海上アセットマネジメント サービスデスク

0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）

(5)【申込手数料】

申込時の手数料はありません。

(6)【申込単位】

1円以上1円単位となります。

上記にかかわらず、自動けいぞく（累積）投資に基づく収益分配金の再投資に際しては、1口の整数倍をもって取得できます。

(7)【申込期間】

2019年1月16日から2019年7月12日まで

上記申込期間中の毎営業日にお申込みを受け付けます。ただし、お申込み日がニューヨーク証券取引所、英国証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかの休業日に該当する日には、お申込みの受付を行いません。

申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社の本・支店のうち、確定拠出年金制度に基づいた受益権の取得申込、および保険業法に規定する保険会社等による特別勘定の投資対象としての取得申込を取扱う部店のみでの取扱いとなりますのでご注意ください。詳しくは販売会社の最寄りの本・支店等にお問い合わせください。なお、販売会社については、委託会社サービスデスクにお問い合わせください。

(9)【払込期日】

取得申込者は、申込金（発行価格に取得申込口数を乗じて得た申込時の支払総額をいいます。）を販売会社所定の期日までに販売会社に支払うものとします。

各取得申込日の発行価額の総額は各追加信託が行われる日に、販売会社から、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社である三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）の指定する当ファンドの口座に振込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11)【振替機関に関する事項】

当ファンドの受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

申込の方法

- a. 当ファンドの取得申込は、原則として確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得申込を行う資産管理機関・連合会等による購入の申込み、および保険業法に規定する保険会社等による特別勘定の投資対象としての購入の申込みに限るものとします。ただし、ファンドの設定・維持のため委託会社またはその関係会社が自己の資金をもって取得する場合はこの限りではありません。
- b. 受益権の取得申込は、販売会社において申込期間中の毎営業日に受け付けます。ただし、お申込み日がニューヨーク証券取引所、英国証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかの休業日に該当する日には、お申込みの受付を行いません。
- c. 取得申込者は、申込金額相当額の申込金を販売会社に支払うものとします。ただし、当ファンドは上記「(9)払込期日」にしたがい受託会社に払込まれた時点で初めて設定がなされ、取得申込者はその時点から当ファンドの当該設定にかかる受益者となります。申込金には利息を付けません。
- d. 取得申込の受付は、原則として午後3時までの受付分を当日分とし、この受付時間を過ぎてからの申込分は翌営業日の受付分とします。
- e. 上記にかかわらず、取引所（ ）における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
（ ）金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます（以下、本書において同じ。）。
- f. 取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込を行うものとします。（ただし、既に取引口座をお持ちの場合を除きます。）
- g. 当ファンドは、収益の分配がなされた場合、分配金を再投資する自動けいぞく（累積）投資専用ファンドです。このため申込の際、取得申込者と販売会社の間で、自動けいぞく（累積）投資に関する契約を締結する必要があります。
上記の契約について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約等が用いられることがあります。この場合、当該別の名称に読替えるものとします（以下同じ。）。

日本以外の地域における発行

該当ありません。

振替受益権について

当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

M S C I コクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果の達成を目標とし、主として同じ目標で運用を行う「T M A 外国株式インデックスマザーファンド受益証券」（以下「マザーファンド受益証券」ということがあります。）に投資します。

「M S C I コクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）」とは、M S C I 社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はM S C I 社に帰属します。また、M S C I 社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。M S C I 社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。M S C I 社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

「T M A」とは委託会社である「東京海上アセットマネジメント株式会社（TOKIO MARINE ASSET MANAGEMENT CO.,LTD.）」の略称です。

基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 海外 / 株式 / インデックス型に属します。

当ファンドの商品分類表および属性区分表は、以下の通りです。

商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
	海外	債券	
追加型投信	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ()	
		資産複合	

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
--------	------	--------	------	-------	----------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を除く)			日経225
	年2回	日本			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリー ファンド	()	TOPIX
	年6回 (隔月)	欧州			
	年12回 (毎月)	アジア			
	日々	オセアニア			
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・ オブ・ファン ズ	なし	その他 (MSCIコクサ イ指数(円ヘッジ なし・円ベー ス))
	その他 ()	アフリカ			
その他資産 (投資信託証券(株 式(一般)))		中近東 (中東)			
		エマージング			
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型					

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

投資形態が、ファミリーファンドまたはファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資することとなりますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産が異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類の定義

単位型・ 追加型	単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われのないファンドをいいます。
	追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象 地域	国内	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	目論見書または投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象 資産	株式	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信(リート)	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	目論見書または投資信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

独立区分	MMF (マネー・マネージメント・ファンド)	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMMFをいいます。
	MRF (マネー・リザーブ・ファンド)	一般社団法人投資信託協会の「MMF等の運営に関する規則」に定められるMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	目論見書または投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	特殊型	目論見書または投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

商品分類の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	目論見書または投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	目論見書または投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	目論見書または投資信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	目論見書または投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	目論見書または投資信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		格付等クレジットによる属性	目論見書または投資信託約款において、上記債券の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記債券に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記します。
	不動産投信		目論見書または投資信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産		目論見書または投資信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	資産配分固定型	目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。
資産配分変更型		目論見書または投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいいます。	
決算頻度	年1回	目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年2回	目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年4回	目論見書または投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年6回(隔月)	目論見書または投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。	

	年12回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	目論見書または投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会の「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定されるファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	目論見書または投資信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	TOPIX	目論見書または投資信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記指数にあてはまらない全てのものをいいます。
特殊型	プル・ベア型	目論見書または投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいいます。

条件付運用型	目論見書または投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	目論見書または投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
その他型	目論見書または投資信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」をもとに委託会社が作成しております。

信託金の限度額

当ファンドの信託金限度額は、信託約款の定めにより1兆円となっています。ただし、受託会社と合意のうえ、変更することができます。

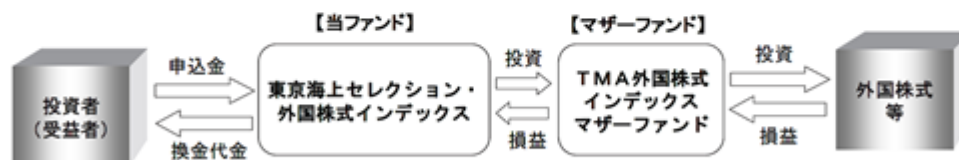
ファンドの特色

1. 主に外国の株式に投資します。

主に外国の株式を主要投資対象として運用するマザーファンド受益証券に投資します。原則として、為替ヘッジは行いません。

当ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。原則として、マザーファンド受益証券の組入比率は高位に保ちます。ただし、投資環境等によっては弾力的に運用することがあります。

<ファンドの仕組み>



※「ファミリーファンド方式」とは、受益者の投資資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンド(親投資信託)に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにて行う方式です。ベビーファンドがマザーファンドに投資するに際しての投資コストはかかりません。また、他のベビーファンドが、マザーファンドへ投資することがあります。

2. MSCIコクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)※に連動する投資成果の達成を目標とします。

MSCIコクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとします。

※MSCI社が公表する指数(米ドルベース)の前日値を、委託会社が当日の対顧客電信売買相場の仲値(TTM)で円換算したものを使用します。なお、指数(米ドルベース)は税引前配当込みです。

3. お申込み時の手数料はありません。

<マザーファンドが対象とするインデックスについて>

・MSCIコクサイ指数

MSCI社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

分配方針

原則として、毎決算時に収益分配を行います。分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

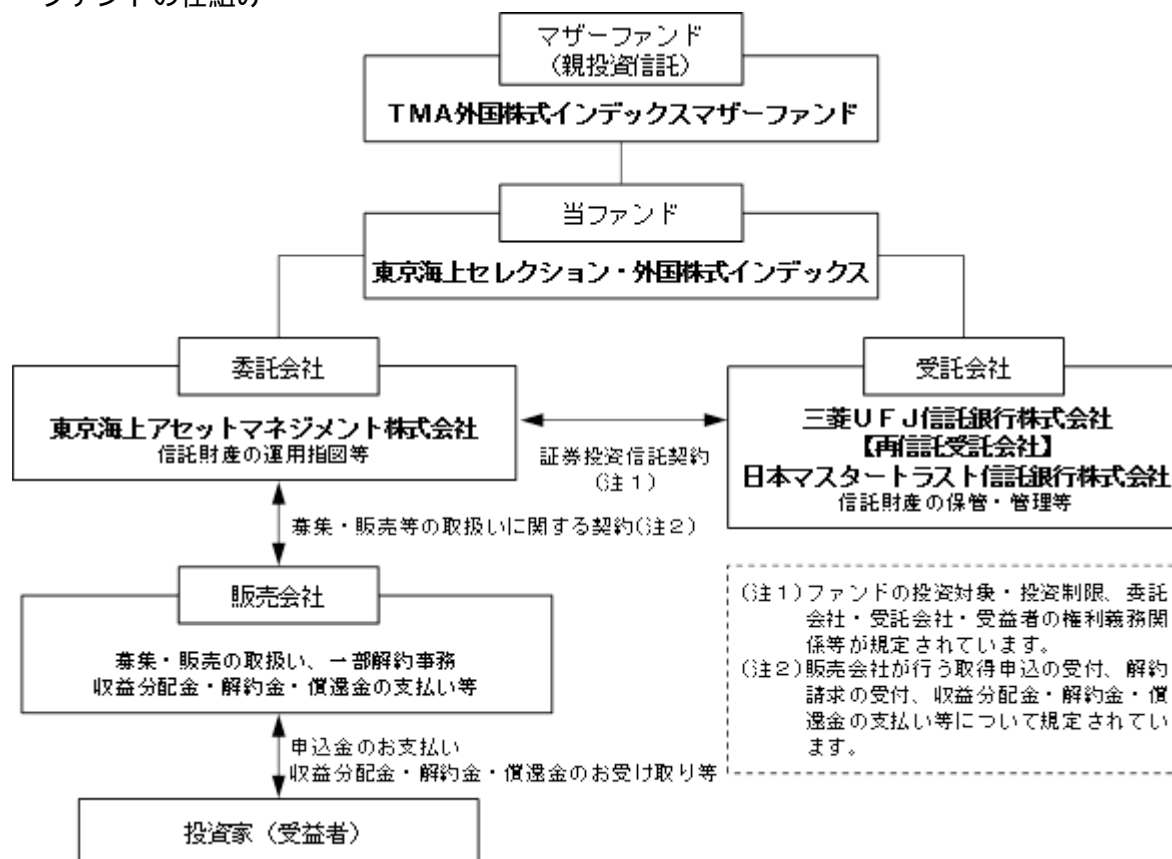
株 式	株式への実質投資割合には、制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

(2)【ファンドの沿革】

2010年4月28日 ファンドの設定、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



委託会社の概況

- ・名称 東京海上アセットマネジメント株式会社
- ・資本金の額 20億円（2018年10月末日現在）
- ・会社の沿革

- 1985年12月 東京海上グループ（現：東京海上日動グループ）等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立
- 1987年2月 投資顧問業者として登録
同年6月 投資一任業務認可取得
- 1991年4月 国内および海外年金の運用受託を開始
- 1998年5月 東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得
- 2007年9月 金融商品取引業者として登録
- 2014年4月 東京海上アセットマネジメント株式会社に社名変更
- 2016年10月 東京海上不動産投資顧問株式会社と合併

・大株主の状況（2018年10月末日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
東京海上ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	38,300株	100.0%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

1．基本方針

M S C I コクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果の達成を目標とし、主として同じ目標で運用を行う「TMA外国株式インデックスマザーファンド受益証券」に投資します。

2．運用方法

(1) 主要投資対象

主としてマザーファンド受益証券に投資し、高位の組入比率を維持します。なお、このほか外国の株式等に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

主として、外国の株式を主要投資対象とし、M S C I コクサイ指数（円ヘッジなし・円ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行うマザーファンド受益証券に投資します。

当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行います。したがって、実質的な運用は、マザーファンドで行うこととなります。

実質組入外貨建資産については、原則として、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。

信託財産の効率的な運用に資するため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、組入有価証券の時価総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額（マザーファンドにおいて行う同種の取引のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。また、外貨建資産（マザーファンドにおいて行う外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。）および外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

<参考情報> マザーファンドの投資方針、主な投資対象と投資制限（要約）

TMA外国株式インデックスマザーファンド**1. 基本方針**

MSCIコクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)に連動する投資成果の達成を目標とします。

2. 運用方法**(1) 主要投資対象**

外国の株式を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

主として外国の株式に投資し、MSCIコクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)に連動する投資成果を目指して運用を行うことを基本とします。

組入外貨建資産については、原則として、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払にかかわる為替予約取引等を行うことができます。

信託財産の効率的な運用に資するため、株価指数先物取引や外国為替予約取引等を利用することがあります。このため、株式の組入総額ならびに株価指数先物取引や外国為替予約取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

3. 運用制限

(1) 株式への投資割合には、制限を設けません。

(2) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

(3) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。

(4) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(5) 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(6) 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

運用にあたっては、リスクモデルを使用し、最適化法を用いてMSCIコクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)に連動するようポートフォリオを構築します。

(2)【投資対象】

1. 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(1) 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条で定めるものをいいます。以下同じ。)

有価証券

デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第22条、第23条および第24条に定めるものに限りません。)

金銭債権(次に掲げるものに該当するものを除きます。)

約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。)

(2) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

2. 委託会社は、信託金を、主として東京海上アセットマネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「TMA外国株式インデックスマザーファンド」の受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

(1) 株券または新株引受権証券

(2) 国債証券

(3) 地方債証券

(4) 特別の法律により法人の発行する債券

(5) 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)

(6) 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

(7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

(8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

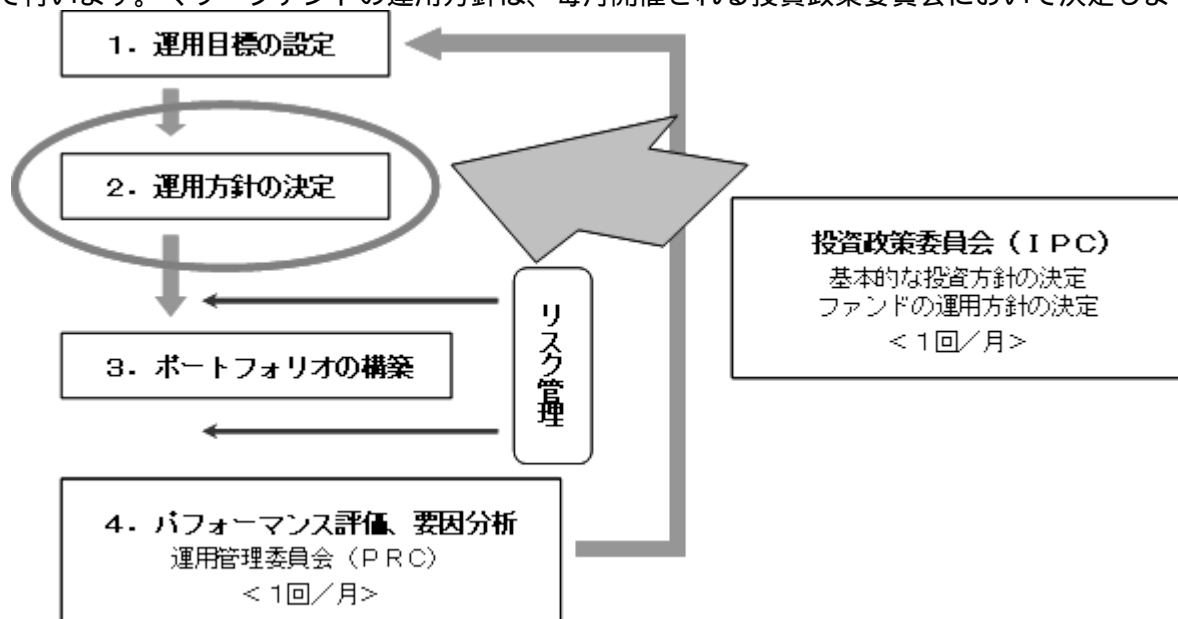
(9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

(10) コマーシャル・ペーパー

- (11)新株引受権証券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。）および新株予約権証券
- (12)外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記(1)から(11)までの証券または証書の性質を有するもの
- (13)投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- (14)投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- (15)外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- (16)オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
- (17)預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- (18)外国法人が発行する譲渡性預金証書
- (19)指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
- (20)抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- (21)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- (22)外国の者に対する権利で上記(21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、(1)の証券または証書、(12)および(17)の証券または証書のうち(1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、(2)から(6)までの証券、(12)および(17)の証券または証書のうち(2)から(6)までの証券の性質を有するものならびに(14)の投資法人債券を以下「公社債」といい、(13)の証券および(14)の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- 3．委託会社は、信託金を、上記2．に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- (1) 預金
- (2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- (3) コール・ローン
- (4) 手形割引市場において売買される手形
- (5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- (6) 外国の者に対する権利で上記(5)の権利の性質を有するもの
- 4．上記2．の規定にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、上記3．に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

当ファンドの運用は、投資方針に基づき外国の株式に投資します。実質的な運用は、マザーファンドで行います。マザーファンドの運用方針は、毎月開催される投資政策委員会において決定します。



当ファンドはクオンツ企画運用部（8名）が社内規則である「投資運用業に係る業務運営規程」に基づき運用を担当します。

運用におけるリスク管理は、運用管理部(6名)による法令・運用ガイドライン等の遵守状況のチェックや運用リスク項目のチェック等が随時実施され、担当運用部へフィードバックされるとともに、原則として月1回開催される運用管理委員会(管理本部長を委員長に、運用・営業・商品企画などファンド運用に関係する各部長が参加)において投資行動の評価が行われます。(リスク管理についての詳細は、「3 投資リスク」の「3.管理体制」をご参照ください)

この運用管理委員会での評価もふまえて、投資政策委員会(運用本部長を委員長とし、各運用部長が参加)において運用方針を決定し、より質の高い運用体制の維持・向上を目指します。

また、受託銀行等の管理については、関連部署において、受託銀行業務等に関する「内部統制の整備及び運用状況報告書」の入手・検証、現地モニタリング等を通じて実施しております。

(上記の体制や人員等については、2018年11月1日現在)

(4)【分配方針】

年1回(原則として4月15日、休業日の場合は翌営業日)決算を行い、毎決算時に原則として以下の通り収益分配を行う方針です。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とし、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して収益分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。なお、収益の分配に充当せず、信託財産内に留保した利益については、投資方針に基づいて運用を行います。

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- a. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(「配当等収益」といいます。)は、諸経費()、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- b. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費()、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

() 諸経費とは、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用(消費税等相当額を含みます。)、信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます。)ならびに受託会社の立替えた立替金の利息をいいます。

計算期末において信託財産に損失が生じた場合は、次期に繰越します。

分配金は、自動けいぞく(累積)投資に関する契約に基づき、自動的に無手数料で再投資されます。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

運用の基本方針に基づく制限(約款別紙「運用の基本方針」)

- a. 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- b. 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- c. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。(以下同じ)
- d. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンド受益証券ならびに取引所に上場し、かつ当該取引所において常時売却可能な投資信託証券、また既に組入れている株式等が転換等により投資信託証券に該当することとなった投資信託証券を除きます。)の時価総額とマザーファンドに属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- e. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- f. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債ならびに

転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

投資する株式等の範囲(約款第19条)

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- b. 上記a.の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

信用取引(約款第21条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a.の信用取引の指図は、当該売付にかかる建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b.の売付にかかる建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

先物取引等(約款第22条)

- a. 委託会社は、日本国内の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)。
- b. 委託会社は、日本国内の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- c. 委託会社は、日本国内の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引(約款第23条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引(約款第24条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- b. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- d. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入が必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入の指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限(約款第24条の2)

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところにしたがい、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。

有価証券の貸付(約款第25条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - ・株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。

- ・公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. 上記a. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入の指図を行うものとします。

有価証券の空売(約款第26条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産において有しない有価証券または下記「有価証券の借入」の規定により借入れた有価証券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、売付けた有価証券の引渡または買戻により行うことの指図をすることができるものとします。
- b. 上記a. の売付の指図は、当該売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の売付にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その額を超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

有価証券の借入(約款第27条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入の指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入を行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. 上記a. の借入の指図は、当該借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内で行うことができるものとします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、上記b. の借入にかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。
- d. 上記a. の借入にかかる品借料は信託財産中から支弁します。

特別な場合の外貨建有価証券への投資制限(約款第28条)

外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引(約款第29条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. 上記a. の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産(マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。)の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により上記b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限(約款第29条の2)

一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金の借入(約款第35条)

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

- c. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

1. 投資リスク

以下の記載は、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを組み入れることにより、当ファンドが間接的に受ける実質的なリスクを含みます。

(1) 価格変動リスク

当ファンドは、主に株式など値動きのある証券を実質的な投資対象としますので、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。

委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

投資信託は預貯金や保険と異なります。

当ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

株価変動リスク

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります(発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。)。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

為替変動リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。

流動性リスク

受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) M S C I コクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)との乖離リスク

当ファンドの投資成果はM S C I コクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)の動きに連動することを目標としますが、両者は正確に連動するものではなく、いくつかの要因により乖離が生じます。乖離が生じる主な要因は次の通りです。

- ・流動性の確保その他の理由で現預金等を保有すること
- ・ファンドが構築するポートフォリオと、M S C I コクサイ指数(円ヘッジなし・円ベース)の構成国、構成銘柄およびその構成比等が一致するとは限らないこと
- ・売買委託手数料等の取引コストを負担すること
- ・信託報酬等の管理報酬を負担すること

(3) デリバティブ取引のリスク

当ファンドはデリバティブに投資することがあります。デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相関性を欠いてしまう可能性、流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。これらの運用手法は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避する目的のみならず、効率的な運用に資する目的でも用いられることがあります。実際の価格変動が委託会社の見通しと異なった場合に当ファンドが損失を被るリスクを伴います。

2. その他の留意事項

(1) 一般的な留意事項

投資信託は、その商品性格から次の特徴をご理解のうえご購入ください。

- ・投資信託は株式・公社債などの値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します。
- ・投資信託は金融機関の預金と異なり元金が保証されているものではありません。
- ・投資信託は保険契約および預金ではありません。
- ・投資信託は保険契約者保護機構の補償対象契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険の対象ではありません。

- ・登録金融機関から購入した投資信託は投資者保護基金の補償対象ではありません。
- ・当ファンドは、主に外国株式を実質的な投資対象としています。当ファンドの基準価額は、組入れた株式の値動きやそれらの株式の発行者の信用状況の変化、為替相場の変動等の影響により上下しますので、投資元本を割り込むことがあります。したがって、当ファンドは元本が保証されているものではありません。
- ・委託会社の運用指図によって信託財産に生じた利益および損失は、全て投資家に帰属します。

(2) 法令・税制・会計等の変更可能性

法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性があります。

(3) その他の留意点

取得申込者から販売会社に申込代金が支払われた場合であっても、販売会社より委託会社に対して申込代金の払込が現実になされるまでは、当ファンドも委託会社もいかなる責任も負わず、かつその後、受託会社に払込がなされるまでは、取得申込者は受益権および受益権に付随するいかなる権利も取得しません。

一部解約金、収益分配金および償還金の支払は全て販売会社を通じて行われます。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用を善良なる管理者の注意をもって行う責任を負担し、販売会社は販売(申込代金の預り等を含みます。)について責任を負担しており、互いに他について責任を負担しません。

受託会社は、委託会社に収益分配金、一部解約金および償還金を委託会社の指定する預金口座等へ払い込んだ後は、受益者に対し、それらを支払う責任を負いません。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

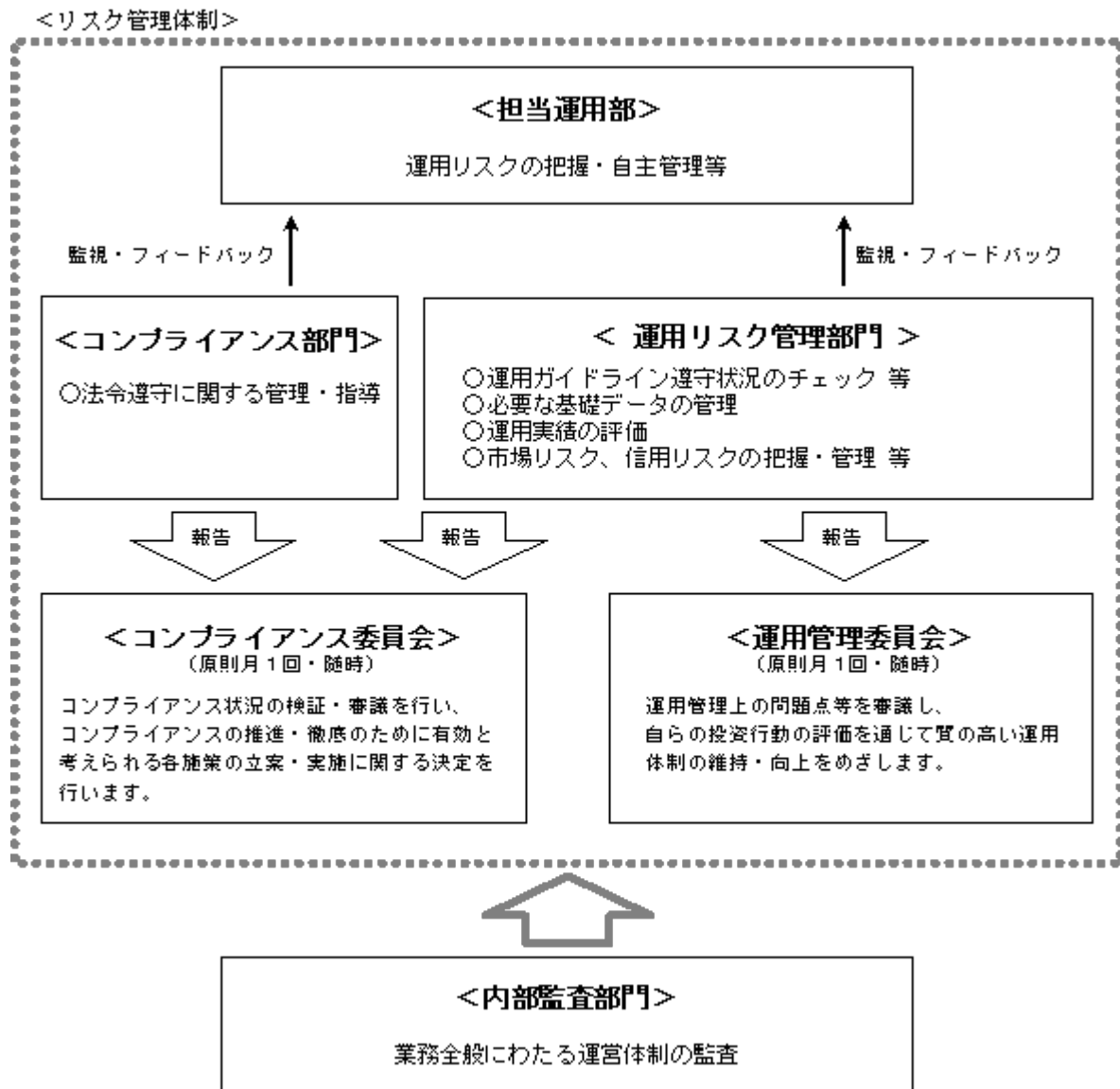
分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

3. 管理体制

委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。

法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。

これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。



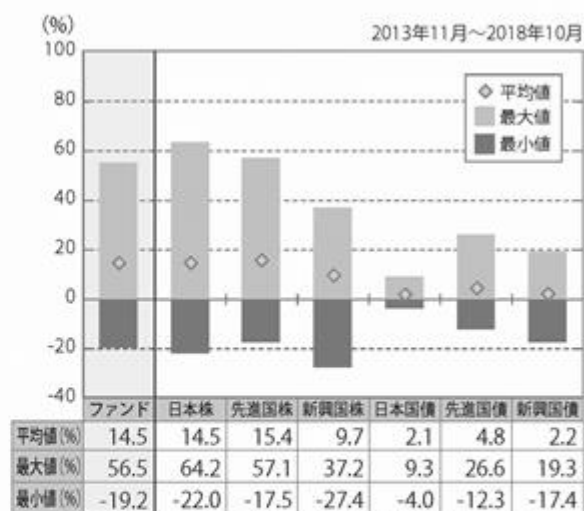
参考情報

● ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- ※過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

● ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ※ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。なお、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- ※過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。
- ※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前分配金を再投資したものと計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

● 代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

日本株：TOPIX(東証株価指数)(配当込み)

TOPIXは東京証券取引所が発表している東証市場第一部全銘柄の動きを捉える株価指数です。TOPIXの指数値および商標は、東京証券取引所の知的財産であり、TOPIXに関するすべての権利およびノウハウは東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、公表の停止、TOPIXの商標の変更、使用の停止を行う場合があります。

先進国株：MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ指数(配当込み、円ベース)とは、MSCI社が発表している日本を除く主要先進国の株式市場の動きを捉える代表的な株価指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI社が発表している新興国の株式市場の動きを捉える代表的な指標です。同指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社は当ファンドとは関係なく、当ファンドから生じるいかなる責任も負いません。

日本国債：NOMURA-BPI(国債)

NOMURA-BPI(国債)は、野村證券が公表する日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI(国債)に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券に帰属します。

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしの指数を採用しています。

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに委託会社が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込時の手数料はありません。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金時（解約時）の手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

委託会社、販売会社および受託会社の信託報酬の総額は信託財産の純資産総額に対し、年率0.216%（税抜0.2%）を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて、毎日計上します。

の信託報酬（消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬の配分（税抜）については以下の通りとします。

< 確定拠出年金による購入の場合 >

委託会社 ^{*1}	販売会社 ^{*2}	受託会社 ^{*3}
年率0.09%	年率0.09%	年率0.02%

*1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価

*2 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価

*3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

< 保険会社等の特別勘定による購入の場合 >

委託会社 ^{*1}	販売会社 ^{*2}	受託会社 ^{*3}
年率0.15%	年率0.03%	年率0.02%

*1 委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成、特別勘定向け情報提供等の対価

*2 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価

*3 運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます。）は、監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用であり、毎日、純資産総額に対し、年率0.0054%（税抜0.005%）を乗じて得た金額（ただし、年64.8万円（税抜60万円）の1日分相当額を上限とします。）を計上し、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託財産に関する租税および信託事務等に要する諸費用（消費税等相当額を含みます。）ならびに受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引に要する費用、外国における資産の保管等に要する費用等（全て消費税等相当額を含みます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産の一部解約に伴う支払資金の手当て、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、借入金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

監査費用を除くその他の手数料等については実際の取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)から(4)の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われますが、受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、収益分配金および解約時・償還時の各受益者の個別元本（1）超過額に対する所得税および地方税はかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記によらない受益者（法人）に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

なお、税法が改正された場合は、変更になることがあります。

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の「各受益者の個別元本」

（1）超過額については15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率による源泉徴収が行われます。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）（2）は課税されません。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

2037年12月31日までの間、復興特別所得税（所得税15%×2.1%）が付加されます。

（1）「各受益者の個別元本」とは、原則として各受益者の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、元本払戻金（特別分配金）が支払われた際に調整されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

- (2) 「元本払戻金(特別分配金)」とは、収益分配金落ち後の基準価額が各受益者の個別元本を下回る場合、収益分配金のうち当該下回る部分に相当する額をさし、元本の一部払戻しに相当するものです。この場合、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

* 上記は、2018年10月末現在のもので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

5【運用状況】

以下は2018年10月31日現在の運用状況です。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	6,304,756,185	100.00
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		568,521	0.00
合計(純資産総額)		6,304,187,664	100.00

(ご参考：親投資信託の投資状況)

当ファンドが主要投資対象とする親投資信託の投資状況は以下の通りです。

TMA外国株式インデックスマザーファンド

資産の種類	地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	アメリカ	4,883,051,868	62.45
	カナダ	280,373,821	3.58
	ドイツ	252,988,858	3.23
	イタリア	57,914,385	0.74
	フランス	279,719,716	3.57
	オーストラリア	173,078,715	2.21
	イギリス	483,621,973	6.18
	スイス	261,815,841	3.34
	バミューダ	21,651,393	0.27
	香港	71,293,506	0.91
	シンガポール	34,551,446	0.44
	ニュージーランド	3,808,375	0.04
	オランダ	124,442,019	1.59
	スペイン	87,114,982	1.11
	ベルギー	30,304,295	0.38
	スウェーデン	78,004,578	0.99
	ノルウェー	21,515,048	0.27
	オーストリア	6,023,852	0.07
	ルクセンブルク	9,061,458	0.11
	フィンランド	34,814,647	0.44
	デンマーク	49,539,664	0.63
	アイルランド	114,657,152	1.46
イスラエル	11,266,548	0.14	
ポルトガル	7,420,039	0.09	
ケイマン	15,142,513	0.19	

	リベリア	3,920,540	0.05
	パナマ	4,930,044	0.06
	キュラソー	14,666,263	0.18
	ジャージー	34,101,908	0.43
	英ヴァージン諸島	2,841,053	0.03
	小計	7,453,636,500	95.33
投資証券	アメリカ	140,940,335	1.80
	カナダ	1,617,049	0.02
	フランス	11,661,696	0.14
	オーストラリア	15,189,280	0.19
	イギリス	9,361,473	0.11
	香港	4,685,058	0.05
	シンガポール	1,733,312	0.02
	小計	185,188,203	2.36
コール・ローン等、その他の資産(負債控除後)		179,194,268	2.29
合計(純資産総額)		7,818,018,971	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	地域	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	182,482,246	2.33
	買建	ドイツ	64,584,878	0.82
	買建	イギリス	70,722,533	0.90

(注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a. 主要銘柄の明細

順位	銘柄名	地域	種類	口数	帳簿価額		評価額		投資比率(%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	TMA外国株式インデックスマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	2,679,796,058	2.3434	6,279,933,881	2.3527	6,304,756,185	100.00

b. 投資有価証券の種類

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.00
合計	100.00

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(ご参考：親投資信託の投資資産)

投資有価証券の主要銘柄

a. 主要銘柄の明細

T M A 外国株式インデックスマザーファンド

順位	銘柄名	地域	業種	種類	株式数	帳簿価額		評価額		投資比率 (%)
						単価 (円)	金額 (円)	単価 (円)	金額 (円)	
1	APPLE INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	株式	9,576	20,396.72	195,319,021	24,158.35	231,340,436	2.95
2	MICROSOFT CORP	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	14,239	9,792.53	139,435,908	11,748.45	167,286,319	2.13
3	AMAZON.COM INC	アメリカ	小売	株式	805	134,564.51	108,324,432	173,335.36	139,534,972	1.78
4	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	5,236	15,892.79	83,214,690	15,941.34	83,468,882	1.06
5	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	銀行	株式	6,663	11,190.54	74,562,632	12,084.84	80,521,302	1.02
6	FACEBOOK INC-A	アメリカ	メディア・娯楽	株式	4,673	20,085.67	93,860,379	16,560.87	77,388,979	0.98
7	EXXON MOBIL CORPORATION	アメリカ	エネルギー	株式	8,202	9,489.60	77,833,726	8,922.62	73,183,352	0.93
8	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	メディア・娯楽	株式	608	117,747.60	71,590,542	117,361.14	71,355,575	0.91
9	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	株式	585	119,470.39	69,890,182	118,867.50	69,537,489	0.88
10	NESTLE SA-REGISTERED	スイス	食品・飲料・タバコ	株式	6,083	9,417.35	57,285,799	9,496.96	57,770,017	0.73
11	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	アメリカ	各種金融	株式	2,498	21,135.47	52,796,424	23,031.42	57,532,489	0.73
12	BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	銀行	株式	18,924	3,021.35	57,176,085	3,033.10	57,398,437	0.73
13	PFIZER INC	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	11,467	4,072.28	46,696,871	4,857.72	55,703,491	0.71
14	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	ヘルスケア機器・サービス	株式	1,876	24,478.33	45,921,365	29,252.79	54,878,239	0.70
15	WELLS FARGO & COMPANY	アメリカ	銀行	株式	9,059	6,103.10	55,288,007	5,967.66	54,061,117	0.69
16	VERIZON COMMUNICATIONS INC	アメリカ	電気通信サービス	株式	8,043	5,210.50	41,908,088	6,589.46	52,999,081	0.67
17	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	3,491	12,986.55	45,336,075	15,036.39	52,492,064	0.67
18	PROCTER & GAMBLE CO	アメリカ	家庭用品・パーソナル用品	株式	4,882	9,932.53	48,490,631	10,101.65	49,316,301	0.63
19	INTEL CORP	アメリカ	半導体・半導体製造装置	株式	9,084	5,262.84	47,807,656	5,409.29	49,138,059	0.62
20	AT&T INC	アメリカ	電気通信サービス	株式	14,160	3,652.38	51,717,703	3,451.03	48,866,615	0.62
21	CHEVRONTEXACO CORP	アメリカ	エネルギー	株式	3,712	13,274.84	49,276,207	12,554.87	46,603,681	0.59
22	CISCO SYSTEMS INC	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	株式	9,205	3,983.14	36,664,849	5,049.13	46,477,249	0.59
23	HOME DEPOT INC	アメリカ	小売	株式	2,238	18,717.19	41,889,092	19,960.94	44,672,589	0.57
24	MERCK & CO. INC.	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	5,263	6,523.10	34,331,094	8,253.25	43,436,887	0.55
25	BOEING CO	アメリカ	資本財	株式	1,083	30,868.95	33,431,075	39,630.80	42,920,163	0.54
26	NOVARTIS AG-REG SHS	スイス	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	株式	4,306	9,269.07	39,912,618	9,796.55	42,183,976	0.53
27	COCA-COLA COMPANY	アメリカ	食品・飲料・タバコ	株式	7,753	5,232.94	40,571,041	5,394.57	41,824,130	0.53
28	COMCAST CORP-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	株式	9,161	4,134.48	37,876,056	4,271.03	39,126,947	0.50

29	MASTERCARD INC-CLASS A	アメリカ	ソフトウェア・サービス	株式	1,822	17,532.55	31,944,310	21,262.29	38,739,910	0.49
30	THE WALT DISNEY CO	アメリカ	メディア・娯楽	株式	2,966	11,786.74	34,959,472	12,997.71	38,551,230	0.49

b. 投資有価証券の種類

TMA外国株式インデックスマザーファンド

種類	国内/国外	業種	投資比率(%)
株式	国外	エネルギー	6.62
		素材	4.23
		資本財	6.83
		商業・専門サービス	1.13
		運輸	1.92
		自動車・自動車部品	1.24
		耐久消費財・アパレル	1.80
		消費者サービス	1.75
		メディア・娯楽	5.52
		小売	4.41
		食品・生活必需品小売り	1.65
		食品・飲料・タバコ	4.90
		家庭用品・パーソナル用品	1.91
		ヘルスケア機器・サービス	4.90
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	8.40
		銀行	8.40
		各種金融	4.33
		保険	3.71
		不動産	0.46
		ソフトウェア・サービス	8.05
テクノロジー・ハードウェア および機器	4.68		
電気通信サービス	2.45		
公益事業	3.17		
半導体・半導体製造装置	2.77		
投資証券		-	2.36
合計			97.70

投資不動産物件

TMA外国株式インデックスマザーファンド

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

TMA外国株式インデックスマザーファンド

種類	地域	取引所	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	通貨	帳簿価額	評価額	評価額(円)	投資 比率 (%)
株価指数 先物取引	アメリカ	Chicago Mercantile Exchange	S&P 500 EMIN	買建	12	米ドル	1,634,262.50	1,611,180.00	182,482,246	2.33

ドイツ	Eurex	DJ EU STX 50	買建	16	ユーロ	531,740.00	502,880.00	64,584,878	0.82
イギリス	ICE Futures Europe Financials	FTSE 100 IDX	買建	7	英ポンド	511,920.00	491,470.00	70,722,533	0.90

(注)時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
第1計算期間末	(2011年 4月15日)	128	128	0.9976	0.9976
第2計算期間末	(2012年 4月16日)	160	160	0.9294	0.9294
第3計算期間末	(2013年 4月15日)	246	246	1.3256	1.3256
第4計算期間末	(2014年 4月15日)	331	331	1.5973	1.5973
第5計算期間末	(2015年 4月15日)	501	501	2.0393	2.0393
第6計算期間末	(2016年 4月15日)	730	730	1.7948	1.7948
第7計算期間末	(2017年 4月17日)	1,702	1,702	1.9861	1.9861
第8計算期間末	(2018年 4月16日)	4,486	4,486	2.2884	2.2884
	2017年10月末日	3,431	-	2.3244	-
	11月末日	3,691	-	2.3395	-
	12月末日	3,933	-	2.4123	-
	2018年 1月末日	4,242	-	2.4390	-
	2月末日	4,156	-	2.3293	-
	3月末日	4,229	-	2.2301	-
	4月末日	4,591	-	2.3317	-
	5月末日	4,876	-	2.3410	-
	6月末日	5,142	-	2.3587	-
	7月末日	5,619	-	2.4510	-
	8月末日	6,008	-	2.4995	-
	9月末日	6,439	-	2.5633	-
	10月末日	6,304	-	2.3377	-

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%) (分配付)
第1計算期間	2010年 4月28日～2011年 4月15日	0.2
第2計算期間	2011年 4月16日～2012年 4月16日	6.8
第3計算期間	2012年 4月17日～2013年 4月15日	42.6
第4計算期間	2013年 4月16日～2014年 4月15日	20.5
第5計算期間	2014年 4月16日～2015年 4月15日	27.7
第6計算期間	2015年 4月16日～2016年 4月15日	12.0
第7計算期間	2016年 4月16日～2017年 4月17日	10.7

第8計算期間	2017年 4月18日～2018年 4月16日	15.2
第9中間計算期間	2018年 4月17日～2018年10月16日	3.7

(4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)	発行済み口数 (口)
第1計算期間	2010年 4月28日～2011年 4月15日	136,502,425	7,411,865	129,090,560
第2計算期間	2011年 4月16日～2012年 4月16日	75,147,166	31,439,574	172,798,152
第3計算期間	2012年 4月17日～2013年 4月15日	76,185,123	63,297,828	185,685,447
第4計算期間	2013年 4月16日～2014年 4月15日	88,074,850	66,302,532	207,457,765
第5計算期間	2014年 4月16日～2015年 4月15日	100,871,763	62,505,275	245,824,253
第6計算期間	2015年 4月16日～2016年 4月15日	232,618,818	71,308,402	407,134,669
第7計算期間	2016年 4月16日～2017年 4月17日	648,647,796	198,524,196	857,258,269
第8計算期間	2017年 4月18日～2018年 4月16日	1,485,635,526	382,235,422	1,960,658,373
第9中間計算期間	2018年 4月17日～2018年10月16日	817,382,744	175,311,179	2,602,729,938

< 参考情報 >

(2018年10月31日現在)

基準価額、パフォーマンス等の状況

● 基準価額・純資産総額の推移



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
 ※ベンチマークは設定日前日を10,000円として指数化したもので、参考情報として記載しており、ファンドの運用実績ではありません。(設定日:2010年4月26日)
 ※基準価額は1万口当たりで表示しています。
 ※上記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
 ※基準価額は対顧客電信売買相場の仲値(TTM)を用いて計算しているため、MSCIコクサイ指数は、基準日前日のMSCIコクサイ指数(米ドルベース)を基準日のTTMで委託会社が円換算したものを使用しています。

● 基準価額・純資産総額

基準価額	23,377円
純資産総額	6,304百万円

● 騰落率(税引前分配金再投資、%)

	1ヵ月	3ヵ月	6ヵ月	1年	3年	設定来
ファンド	-8.80	-4.62	+0.26	+0.57	+16.72	+133.77
ベンチマーク	-8.82	-4.41	+0.77	+1.29	+19.01	+151.54

※ファンドの騰落率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の投資家利回りと異なります。

● 分配の推移(1万口当たり、税引前)

第○期	2014年4月15日	0円
第4期	2014年4月15日	0円
第5期	2015年4月15日	0円
第6期	2016年4月15日	0円
第7期	2017年4月17日	0円
第8期	2018年4月16日	0円
設定来累計		分配実績なし

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行っており、マザーファンドの資産の状況を記載しています。

● 資産構成

資産	比率(%)
外国株式	97.7
外国株式先物	4.1
短期金融資産等	-1.8
合計	100.0
純資産総額	7,818百万円

● 国別投資比率上位10カ国

国名	比率(%)
1 アメリカ	66.8
2 イギリス	6.4
3 フランス	3.9
4 カナダ	3.6
5 ドイツ	3.4
6 スイス	3.1
7 オーストラリア	2.4
8 オランダ	1.2
9 香港	1.2
10 スペイン	1.1

● 組入上位10銘柄

	銘柄名	国名	業種名	比率(%)
1	APPLE	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	3.0
2	MICROSOFT	アメリカ	ソフトウェア・サービス	2.1
3	AMAZON.COM	アメリカ	小売	1.8
4	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	1.1
5	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	銀行	1.0
6	FACEBOOK INC-A	アメリカ	メディア・娯楽	1.0
7	EXXON MOBIL	アメリカ	エネルギー	0.9
8	ALPHABET INC-CLC	アメリカ	メディア・娯楽	0.9
9	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	メディア・娯楽	0.9
10	NESTLE SA-REGISTERED	スイス	食品・飲料・タバコ	0.7
組入銘柄数				976

※業種名はGICS(世界産業分類基準)産業グループ分類です。
 ※比率は、純資産総額に占める割合です。
 ※外国株式には不動産投資信託証券(REIT)を含む場合があります。
 ※短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。

年間収益率の推移



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しており、設定日以降を表示しています。 ※設定前年まではベンチマークの騰落率を表示しています。
 ※設定年は設定時と年末の騰落率です。当年は昨年と基準日の騰落率です。 ※上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

- a. 毎営業日にお申込みを受け付けます。ただし、お申込み日がニューヨーク証券取引所、英国証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかの休業日に該当する日には、お申込みの受付を行いません。

- b. 当ファンドは、収益の分配がなされた場合、分配金を自動的に無手数料で再投資する自動けいぞく（累積）投資専用ファンドです。このため、取得申込者と販売会社の間で、自動けいぞく（累積）投資に関する契約を締結する必要があります。
- c. 申込単位は1円以上1円単位です。
なお、自動けいぞく（累積）投資に基づく収益分配金の再投資に際しては、1口の整数倍をもって取得できません。
- d. 取得申込の受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みについては翌営業日受付の取扱いとなります。
- e. 受益権の取得申込価額は以下の通りです。
取得申込受付日の翌営業日の基準価額
基準価額は原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクにお問い合わせることにより知ることができます。
委託会社のお問い合わせ先（委託会社サービスデスク）
東京海上アセットマネジメント サービスデスク
0120-712-016（土日祝日・年末年始を除く9時～17時）
- f. 取得申込にかかる手数料はありません。
- g. 上記にかかわらず、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置を取った場合には、販売会社は、受益権の取得申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込の受付を取り消すことができます。
- h. 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関等への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関等への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関等の定める方法により、振替機関等へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2【換金（解約）手続等】

- a. 受益者は、自己に帰属する受益権につき、一部解約の実行請求（解約請求）の方法によりご換金の請求を行うことができます。
- b. ご換金のお申込みは販売会社で受け付けます。なお、販売会社の買取りによるご換金の請求については、販売会社にお問い合わせください。
- c. 解約請求による換金のお申込みは、毎営業日に行うことができます。ただし、解約請求日がニューヨーク証券取引所、英国証券取引所およびフランクフルト証券取引所のいずれかの休業日に該当する日には、お申込みの受付を行いません。
- d. 解約請求は、1口単位で行うことができます。
- e. 解約請求のお申込みの受付は、原則として午後3時までとします。受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日受付としてお取り扱いします。
- f. 解約時の価額（解約価額）は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
信託財産留保額ははありません。
確定拠出年金法に規定する資産管理機関および連合会等の場合は、収益分配金および解約時・償還時の個別元本超過額に対する所得税、地方税はかかりません。
その他の受益者（法人）の場合は、収益分配金および解約時・償還時の個別元本超過額について、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率による源泉徴収が行われます。
- g. 解約価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクにお問い合わせることにより知ることができます。
- h. 解約にかかる手数料はありません。
- i. 解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から、お支払いします。
- j. 委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日を解約請求受付日とする解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受け付けたものとして取扱います。
- k. 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口解約には制限を設ける場合があります。ただし、確定拠出年金制度に基づく受益者である場合、および保険会社等が保険業法に規定する特別勘定の投資対象として受益権の取得申込をする場合には制限はありません。
- l. 受益者が解約の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとし、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、

当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請が行われ、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- a. 基準価額とは、受益権1口当たりの純資産価額(純資産総額を計算日における受益権総口数で除した金額)をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。
- b. 純資産総額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則として日本における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、外国為替予約に基づく予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

<主要投資対象資産の評価方法>

対象	評価方法
マザーファンド 受益証券	原則として、当ファンドの基準価額計算日の基準価額で評価します。
株式	原則として、上場されている取引所における計算日(外国株式の場合は、計算時に知り得る直近の日)の最終相場で評価します。

- c. 基準価額は、原則として委託会社の毎営業日に算出され、販売会社または委託会社サービスデスクに問い合わせることにより知ることができます。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

原則として、2010年4月28日から無期限とします。ただし、後記「(5)その他 信託の終了(繰上償還)」に該当する場合には、信託を終了させることがあります。

(4)【計算期間】

原則として、毎年4月16日から翌年4月15日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日()を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。()法令により、これと異なる日を計算期間の末日と定めている場合には、法令にしたがいます。

(5)【その他】

信託の終了(繰上償還)

- a. 委託会社は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の総口数が10億口を下ることとなったとき、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者(委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 上記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までの手続きを行うことが困難な場合も同様とします。
- f. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。

- g. 上記f.の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、信託は、「信託約款の変更」b.の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとしします。
- i. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は「信託約款の変更」に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
- b. 委託会社は、上記a.の事項(上記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、上記a.の併合事項にあってはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- c. 上記b.の書面決議において、受益者(委託会社および信託の信託財産に信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下c.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 上記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 上記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 上記a.からf.までの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

関係会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間の募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動更新されます。募集・販売等の取扱いに関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

運用報告書

- a. 毎決算時および償還時に、委託会社が、期間中の運用経過のほか、信託財産の内容などを記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、知れている受益者に対して、販売会社から、あらかじめお申し出いただいたご住所にお届けします。
- b. 委託会社は、運用報告書(全体版)を作成し、委託会社のホームページ(<https://www.tokiomarineam.co.jp/>)に掲載します。
- c. 上記b.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合は、交付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(<https://www.tokiomarineam.co.jp/>)に掲載します。

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

当ファンドの受益者の有する主な権利は以下の通りです。なお、議決権、受益者集会に関する権利は有しません。

収益分配金の請求権

収益分配金は、自動けいぞく(累積)投資に関する契約に基づき、自動的に無手数料で当ファンドに再投資されます。なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金の請求権

償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した金額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日(償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日)から起算して5営業日まで)から、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。)にお支払いします。ただし、受益者が償還金について、上記に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社より交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

換金(解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行請求の方法により、換金を請求することができます。詳細は上記「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

買取請求権

一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、第8期計算期間(平成29年4月18日から平成30年4月16日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【東京海上セレクション・外国株式インデックス】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第7期 [平成29年 4月17日現在]	第8期 [平成30年 4月16日現在]
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	1,702,630,998	4,486,674,263
未収入金	6,770,006	6,081,423
流動資産合計	1,709,401,004	4,492,755,686
資産合計	1,709,401,004	4,492,755,686
負債の部		
流動負債		
未払解約金	5,172,035	1,778,985
未払受託者報酬	155,916	419,765
未払委託者報酬	1,403,169	3,777,832
その他未払費用	38,886	104,841
流動負債合計	6,770,006	6,081,423
負債合計	6,770,006	6,081,423
純資産の部		
元本等		
元本	1,857,258,269	1,960,658,373
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	845,372,729	2,526,015,890
（分配準備積立金）	139,538,933	309,753,757
元本等合計	1,702,630,998	4,486,674,263
純資産合計	1,702,630,998	4,486,674,263
負債純資産合計	1,709,401,004	4,492,755,686

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第7期		第8期	
	自 平成28年 4月16日 至 平成29年 4月17日		自 平成29年 4月18日 至 平成30年 4月16日	
営業収益				
有価証券売買等損益		130,969,314		280,832,428
営業収益合計		130,969,314		280,832,428
営業費用				
受託者報酬		311,470		671,933
委託者報酬		4,352,494		6,047,256
その他費用		62,618		167,787
営業費用合計		4,726,582		6,886,976
営業利益又は営業損失（ ）		126,242,732		273,945,452
経常利益又は経常損失（ ）		126,242,732		273,945,452
当期純利益又は当期純損失（ ）		126,242,732		273,945,452
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		24,657,055		68,974,991
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		323,610,416		845,372,729
剰余金増加額又は欠損金減少額		579,760,795		1,894,257,426
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		579,760,795		1,894,257,426
剰余金減少額又は欠損金増加額		159,584,159		418,584,726
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		159,584,159		418,584,726
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		1 -		1 -
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		845,372,729		2,526,015,890

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第8期 自 平成29年 4月18日 至 平成30年 4月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成29年4月15日とその翌日及び平成30年4月15日が休日のため、前計算期間末日を平成29年4月17日、当計算期間末日を平成30年4月16日としております。このため、当計算期間は364日となっております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	第7期 [平成29年 4月17日現在]	第8期 [平成30年 4月16日現在]
1. 1 期首元本額	407,134,669円	857,258,269円
期中追加設定元本額	648,647,796円	1,485,635,526円
期中一部解約元本額	198,524,196円	382,235,422円
2. 1 計算期間末日における受益権の総数	857,258,269口	1,960,658,373口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自 平成28年 4月16日 至 平成29年 4月17日	第8期 自 平成29年 4月18日 至 平成30年 4月16日
1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(26,272,839円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(19,466,491円)、投資信託約款に規定される収益調整金(786,988,110円)及び分配準備積立金(93,799,603円)より、分配対象額は926,527,043円(1万口当たり10,808.00円)ですが、分配を行っておりません。	1 分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(69,675,546円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(135,294,915円)、投資信託約款に規定される収益調整金(2,216,262,133円)及び分配準備積立金(104,783,296円)より、分配対象額は2,526,015,890円(1万口当たり12,883.47円)ですが、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区 分	第7期 自 平成28年 4月16日 至 平成29年 4月17日	第8期 自 平成29年 4月18日 至 平成30年 4月16日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行なっております。	同左

2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載の有価証券であります。当該有価証券には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。 法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。 これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。	同左

・金融商品の時価等に関する事項

区 分	第7期 [平成29年 4月17日現在]	第8期 [平成30年 4月16日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

（有価証券に関する注記）

第7期（自 平成28年4月16日 至 平成29年4月17日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	111,205,319
合計	111,205,319

（注）時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

第8期（自 平成29年4月18日 至 平成30年4月16日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	224,728,594
合計	224,728,594

（注）時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

（1口当たり情報に関する注記）

第7期 [平成29年 4月17日現在]		第8期 [平成30年 4月16日現在]	
1口当たり純資産額	1.9861円	1口当たり純資産額	2.2884円
（1万口当たり純資産額	19,861円）	（1万口当たり純資産額	22,884円）

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	TMA 外国株式インデックスマザーファンド	1,950,558,327	4,486,674,263	
親投資信託受益証券 合計		1,950,558,327	4,486,674,263	
合計		1,950,558,327	4,486,674,263	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（ご参考）

当ファンドは、「TMA外国株式インデックスマザーファンド」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「TMA外国株式インデックスマザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

		[平成29年 4月17日現在]	[平成30年 4月16日現在]
区 分	注記 番号	金額（円）	金額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		653,911,409	1,057,615,438
コール・ローン		133,145,519	82,559,096
株式		46,141,128,192	13,816,567,227
投資証券		1,270,943,620	343,962,231
派生商品評価勘定		2,732,130	28,904,032
未収入金		862,856,250	206,762
未収配当金		60,576,977	18,719,761
差入委託証拠金		683,165,606	208,070,897
流動資産合計		49,808,459,703	15,556,605,444
資産合計		49,808,459,703	15,556,605,444
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		14,692,017	268,700
未払解約金		250,749,926	264,922,138
未払利息		296	191
流動負債合計		265,442,239	265,191,029
負債合計		265,442,239	265,191,029
純資産の部			
元本等			
元本	1	24,869,645,932	6,647,867,256
剰余金			
剰余金又は欠損金（ ）		24,673,371,532	8,643,547,159
元本等合計		49,543,017,464	15,291,414,415
純資産合計		49,543,017,464	15,291,414,415
負債純資産合計		49,808,459,703	15,556,605,444

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 平成29年 4月18日 至 平成30年 4月16日

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には、発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	[平成29年 4月17日現在]	[平成30年 4月16日現在]
1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	53,718,859,661円	24,869,645,932円
同期中における追加設定元本額	5,694,666,385円	2,304,539,570円
同期中における一部解約元本額	34,543,880,114円	20,526,318,246円
同期末における元本額	24,869,645,932円	6,647,867,256円
元本の内訳*		
L P S 4 資産分散ファンド(慎重型)	1,459,942円	1,713,398円
L P S 4 資産分散ファンド(安定重視型)	1,710,850円	3,974,393円
L P S 4 資産分散ファンド(バランス型)	9,658,668円	11,234,426円
L P S 4 資産分散ファンド(成長重視型)	12,546,778円	15,911,428円
L P S 4 資産分散ファンド(積極型)	17,247,017円	21,591,045円
東京海上セレクション・外国株式インデックス	854,691,531円	1,950,558,327円

東京海上・年金運用型戦略ファンド (年1回決算型)	29,176,113円	32,289,501円
TMA外国株式インデックスVA <適格機関投資家限定>	6,751,831,564円	170,723,880円
TMA世界バランスファンド55VA <適格機関投資家限定>	4,367,473,320円	15,092,750円
TMA世界バランスファンド35VA <適格機関投資家限定>	12,823,382,901円	4,375,470,303円
TMA新興国重視型バランスVA (適格機関投資家限定)	65,079円	円
TMA債券重視型バランスVA (適格機関投資家限定)	122,281円	円
TMA資産分散型バランスVA (適格機関投資家限定)	279,888円	円
東京海上・世界インデックス・ バランス40<適格機関投資家限定>	円	4,416,264円
東京海上・世界インデックス・ バランス60<適格機関投資家限定>	円	44,891,541円
計	24,869,645,932円	6,647,867,256円
2. 1 本書における開示対象ファンドの計 算期間末日における当該親投資信託 の受益権の総数	24,869,645,932口	6,647,867,256口

(注) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 平成28年 4月16日 至 平成29年 4月17日	自 平成29年 4月18日 至 平成30年 4月16日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び 投資法人に関する法律」(昭和 26年法律第198号)第2条第4項 に定める証券投資信託であり、 有価証券等の金融商品への投資 を信託約款に定める「運用の基 本方針」に基づき行なっており ます。	同左
2. 金融商品の内容及びその リスク	当ファンドが運用する主な金融 商品は「重要な会計方針に係る 事項に関する注記」の「有価証 券の評価基準及び評価方法」に 記載の有価証券及びデリバティ ブ取引であります。デリバティ ブ取引には、先物取引及び為替 予約取引が含まれております。 当該有価証券及びデリバティブ 取引には、性質に応じてそれぞ れ価格変動リスク、流動性リス ク、信用リスク等があります。	同左

3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。</p> <p>法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。</p> <p>これらの内容については、社長をはじめとする関係役員に随時報告が行われるとともに、内部監査部門がこれらの業務全般にわたる運営体制の監査を行うことで、より実効性の高いリスク管理体制を構築しております。</p>	同左
-------------------	---	----

・ 金融商品の時価等に関する事項

区 分	[平成29年 4月17日現在]	[平成30年 4月16日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	<p>(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 （デリバティブ取引等に関する注記）に記載しております。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1)有価証券 同左</p> <p>(2)デリバティブ取引 同左</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 同左</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
----------------------------	--	----

（有価証券に関する注記）

（自 平成28年4月16日 至 平成29年4月17日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	3,642,034,748
投資証券	97,072,553
合計	3,739,107,301

（注1）時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

（注2）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間（平成28年11月11日から平成29年4月17日まで）を指しております。

（自 平成29年4月18日 至 平成30年4月16日）

売買目的有価証券

（単位：円）

種類	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	151,324,354
投資証券	32,405,476
合計	118,918,878

（注1）時価の算定方法については、重要な会計方針に係る事項に関する注記「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。

（注2）「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの期末までの期間（平成29年11月11日から平成30年4月16日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

(1) 株式関連

（平成29年4月17日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益

市場取引	株価指数先物取引				
	買建	2,090,542,002		2,077,254,919	13,287,083
	S&P 500 EMIN	1,258,075,318		1,247,569,022	10,506,296
	DJ EU STX 50	415,595,854		415,431,447	164,407
	FTSE 100 IDX	416,870,830		414,254,450	2,616,380
合計		2,090,542,002		2,077,254,919	13,287,083

(平成30年4月16日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	1,042,461,830		1,071,362,162	28,900,332
	S&P 500 EMIN	629,938,718		642,794,225	12,855,507
	DJ EU STX 50	210,400,441		218,880,897	8,480,456
	FTSE 100 IDX	202,122,671		209,687,040	7,564,369
合計		1,042,461,830		1,071,362,162	28,900,332

(注)1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

また契約額等及び時価の邦貨換算は本書における開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(2) 通貨関連

(平成29年4月17日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建	168,309,896		166,982,700	1,327,196
	米ドル	92,823,400		92,038,000	785,400
	加ドル	9,012,476		8,950,700	61,776
	ユーロ	30,157,315		29,892,200	265,115
	英ポンド	24,586,615		24,444,000	142,615
	スイスフラン	7,603,190		7,548,800	54,390
	豪ドル	4,126,900		4,109,000	17,900
合計		168,309,896		166,982,700	1,327,196

(平成30年4月16日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建	210,753,400		211,018,400	265,000
	米ドル	134,225,000		134,375,000	150,000
	加ドル	8,531,700		8,528,000	3,700
	ユーロ	27,803,790		27,843,900	40,110
	英ポンド	16,825,930		16,859,700	33,770
	スイスフラン	6,693,180		6,697,800	4,620
	豪ドル	16,673,800		16,714,000	40,200
	合計	210,753,400		211,018,400	265,000

(注)1.時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。

- ・ 同計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本書における開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2.換算において円未満の端数は切り捨てております。

3.契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報に関する注記)

[平成29年 4月17日現在]		[平成30年 4月16日現在]	
1口当たり純資産額	1.9921円	1口当たり純資産額	2.3002円
(1万口当たり純資産額	19,921円)	(1万口当たり純資産額	23,002円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
米ドル	株	米ドル	米ドル	
ANADARKO PETROLEUM CORP	2,266	63.03	142,825.98	
APACHE CORP	2,120	40.62	86,114.40	
BAKER HUGHES A GE CO	2,154	32.57	70,155.78	
CABOT OIL & GAS CORP	2,527	23.67	59,814.09	
CHEVRONTEXACO CORP	6,918	119.92	829,606.56	
CIMAREX ENERGY CO	652	93.98	61,274.96	
CONCHO RESOURCES INC	619	151.02	93,481.38	
CONOCOPHILLIPS	4,141	64.90	268,750.90	
DEVON ENERGY CORPORATION	2,627	33.60	88,267.20	

EOG RESOURCES INC	1,958	111.02	217,377.16
EXXON MOBIL CORPORATION	14,793	77.84	1,151,487.12
HALLIBURTON CO	2,747	50.78	139,492.66
HELMERICH & PAYNE	842	73.05	61,508.10
HESS CORP	1,681	56.32	94,673.92
HOLLYFRONTIER CORP	1,243	55.71	69,247.53
KINDER MORGAN INC	8,434	15.33	129,293.22
MARATHON OIL CORP	4,891	18.16	88,820.56
MARATHON PETROLEUM CORP	2,143	74.59	159,846.37
NATIONAL OILWELL VARCO INC	2,265	40.92	92,683.80
NOBLE ENERGY INC	2,365	32.10	75,916.50
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	2,909	73.63	214,189.67
PHILLIPS 66	1,652	103.74	171,378.48
PIONEER NATURAL RESOURCES CO	692	188.32	130,317.44
SCHLUMBERGER LTD	4,531	67.95	307,881.45
TECHNIPFMC PLC	2,611	32.38	84,544.18
VALERO ENERGY CORP	1,859	101.83	189,301.97
AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	888	162.97	144,717.36
AVERY DENNISON CORP	642	104.80	67,281.60
BALL CORP	1,874	40.64	76,159.36
CELANESE CORP-SERIES A	745	104.16	77,599.20
DOWDUPONT INC	8,700	66.17	575,679.00
EASTMAN CHEMICAL COMPANY	772	105.44	81,399.68
ECOLAB INC	793	141.18	111,955.74
INTERNATIONAL PAPER CO	1,695	53.22	90,207.90
INTL FLAVORS & FRAGRANCES	483	137.68	66,499.44
LyondellBasell Industries NV	1,457	103.04	150,129.28
MONSANTO CO	1,317	125.40	165,151.80
MOSAIC CO/THE	2,585	24.84	64,211.40
NEWMONT MINING CORP	1,204	41.60	50,086.40
NUCOR CORP	1,685	61.63	103,846.55
PACKAGING CORP OF AMERICA	572	113.54	64,944.88
PPG INDUSTRIES INC	975	110.00	107,250.00
PRAXAIR INC	1,202	146.53	176,129.06
SEALED AIR CORP	1,443	43.90	63,347.70
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	368	385.43	141,838.24
VULCAN MATERIALS CO	740	112.81	83,479.40
WESTROCK CO	1,433	65.00	93,145.00
WR GRACE & CO	803	66.09	53,070.27
3M CO	2,141	215.52	461,428.32
ACUITY BRANDS INC	276	130.80	36,100.80
AGCO CORP	773	65.48	50,616.04

BOEING CO	2,103	329.28	692,475.84
CATERPILLAR INC	2,301	150.23	345,679.23
CUMMINS INC	591	162.39	95,972.49
DEERE & CO	1,145	149.98	171,727.10
DOVER CORP	894	93.86	83,910.84
EATON CORP PLC	1,643	77.26	126,938.18
EMERSON ELECTRIC CO	2,331	68.42	159,487.02
FASTENAL CO	1,504	50.08	75,320.32
FORTIVE CORP	1,489	74.70	111,228.30
FORTUNE BRANDS HOME & SECURI	991	58.35	57,824.85
GENERAL DYNAMICS CORP	943	218.41	205,960.63
GENERAL ELECTRIC CO	31,984	13.50	431,784.00
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	2,500	146.12	365,300.00
ILLINOIS TOOL WORKS INC	1,200	155.02	186,024.00
INGERSOLL-RAND PLC	1,048	84.13	88,168.24
JACOBS ENGINEERING GROUP INC	971	59.27	57,551.17
JOHNSON CONTROLS INTERNATION	3,425	34.08	116,724.00
LOCKHEED MARTIN CORP	1,004	342.60	343,970.40
MASCO CORP	1,909	40.65	77,600.85
NORTHROP GRUMMAN CORP	651	350.60	228,240.60
PACCAR INC	1,391	67.87	94,407.17
PARKER HANNIFIN CORP	664	172.48	114,526.72
PENTAIR PLC	999	70.01	69,939.99
RAYTHEON COMPANY	1,165	222.01	258,641.65
ROCKWELL AUTOMATION INC	648	172.88	112,026.24
ROCKWELL COLLINS INC.	629	133.77	84,141.33
ROPER TECHNOLOGIES INC	463	273.11	126,449.93
SENSATA TECHNOLOGIES HOLDING	1,133	53.27	60,354.91
STANLEY BLACK & DECKER INC	642	151.86	97,494.12
TEXTRON INC	1,545	58.52	90,413.40
UNITED TECHNOLOGIES CORP	2,817	122.71	345,674.07
WABCO HOLDINGS INC	391	132.09	51,647.19
WABTEC CORP/DE	704	81.69	57,509.76
WW GRAINGER INC	273	278.61	76,060.53
XYLEM INC	997	76.83	76,599.51
CINTAS CORP	533	170.16	90,695.28
EQUIFAX INC	600	116.00	69,600.00
IHS MARKIT LTD	1,948	48.52	94,516.96
MANPOWERGROUP	489	116.06	56,753.34
NIELSEN HOLDINGS PLC	2,208	32.34	71,406.72
REPUBLIC SERVICES INC	1,363	65.52	89,303.76
ROBERT HALF INTL INC	917	58.56	53,699.52

STERICYCLE INC	892	58.99	52,619.08
WASTE MANAGEMENT INC	1,636	83.07	135,902.52
C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC	867	94.27	81,732.09
CSX CORP	3,323	55.59	184,725.57
EXPEDITORS INTL WASH INC	1,070	63.72	68,180.40
FEDEX CORP	976	244.49	238,622.24
HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	545	112.77	61,459.65
NORFOLK SOUTHERN CORP	1,108	133.51	147,929.08
SOUTHWEST AIRLINES CO	1,048	55.07	57,713.36
UNION PACIFIC CORP	2,982	134.32	400,542.24
UNITED PARCEL SERVICE CL B	2,419	107.25	259,437.75
APTIV PLC	1,191	85.51	101,842.41
AUTOLIV INC	496	149.02	73,913.92
BORGWARNER INC	1,295	52.86	68,453.70
FORD MOTOR CO	13,173	11.28	148,591.44
GENERAL MOTORS CO	5,050	38.73	195,586.50
GOODYEAR TIRE & RUBBER CO	1,843	27.84	51,309.12
HARLEY-DAVIDSON INC	1,340	42.20	56,548.00
TESLA INC	545	300.34	163,685.30
DR HORTON INC	1,965	44.48	87,403.20
GARMIN LTD	813	59.03	47,991.39
HASBRO INC	688	87.76	60,378.88
LEGGETT & PLATT INC	968	44.33	42,911.44
LENNAR CORP-CL A	1,220	56.94	69,466.80
LULULEMON ATHLETICA INC	739	91.71	67,773.69
MICHAEL KORS HOLDINGS LTD	951	65.38	62,176.38
MOHAWK INDUSTRIES INC	288	239.20	68,889.60
NEWELL BRANDS INC	2,557	25.72	65,766.04
NIKE INC -CL B	4,699	67.25	316,007.75
POLARIS INDUSTRIES INC	374	122.90	45,964.60
PULTE HOMES INC	2,063	29.29	60,425.27
PVH CORP	503	159.13	80,042.39
RALPH LAUREN CORP	359	111.15	39,902.85
TAPESTRY INC	1,544	52.51	81,075.44
TOLL BROTHERS INC	1,272	42.35	53,869.20
VF CORP	1,312	77.22	101,312.64
WHIRLPOOL CORP	422	148.59	62,704.98
CARNIVAL CORP	1,551	62.94	97,619.94
CHIPOTLE MEXICAN GRILL-CL A	158	318.36	50,300.88
DARDEN RESTAURANTS INC	736	87.72	64,561.92
H&R BLOCK INC	1,571	26.05	40,924.55
LAS VEGAS SANDS CORP	1,734	71.82	124,535.88

MARRIOTT INTERNATIONAL-CL A	1,303	131.06	170,771.18
MCDONALD'S CORP	2,992	161.73	483,896.16
STARBUCKS CORP	5,154	59.24	305,322.96
WYNDHAM WORLDWIDE CORP	602	110.06	66,256.12
YUM! BRANDS INC	1,476	85.42	126,079.92
CBS CORP CL-B	1,778	50.07	89,024.46
CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	747	305.91	228,514.77
COMCAST CORP-CL A	17,305	33.02	571,411.10
DISCOVERY INC-A	2,066	22.83	47,166.78
DISCOVERY INC-C	1,632	21.04	34,337.28
INTERPUBLIC GROUP COS INC	2,929	23.33	68,333.57
NEWS CORP/NEW-CL A-W/I	3,048	15.72	47,914.56
THE WALT DISNEY CO	5,574	100.35	559,350.90
TIME WARNER INC	2,785	96.68	269,253.80
TWENTY-FIRST CENTURY FOX IN	4,512	36.79	165,996.48
VIACOM INC CL B	2,141	30.70	65,728.70
ADVANCE AUTO PARTS	440	106.61	46,908.40
AMAZON.COM INC	1,475	1,430.79	2,110,415.25
AUTOZONE INC	148	606.83	89,810.84
BOOKING HOLDINGS INC	178	2,085.86	371,283.08
CARMAX INC	1,071	61.72	66,102.12
Dollar General Corp	1,174	96.28	113,032.72
DOLLAR TREE INC	1,188	97.13	115,390.44
EXPEDIA GROUP INC	609	107.20	65,284.80
GENUINE PARTS CO	862	89.52	77,166.24
HOME DEPOT INC	4,215	172.80	728,352.00
LKQ CORP	1,808	38.19	69,047.52
LOWE'S COMPANIES	3,131	86.23	269,986.13
NETFLIX INC	1,626	311.65	506,742.90
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	381	224.87	85,675.47
QURATE RETAIL GROUP INC	2,870	24.68	70,831.60
ROSS STORES INC	1,578	76.17	120,196.26
TARGET CORP	2,078	71.52	148,618.56
TIFFANY & CO	826	99.02	81,790.52
TJX COMPANIES INC	2,178	81.26	176,984.28
TRIPADVISOR INC-W/I	807	40.52	32,699.64
COSTCO WHOLESALE CORP	1,597	188.91	301,689.27
CVS HEALTH CORPORATION	3,614	63.43	229,236.02
KROGER CO	4,298	23.73	101,991.54
SYSCO CORP	1,938	60.42	117,093.96
WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	3,023	63.82	192,927.86
WALMART INC	5,389	86.02	463,561.78

ALTRIA GROUP INC	6,558	63.95	419,384.10
ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	1,861	45.20	84,117.20
BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	1,548	55.43	85,805.64
BUNGE LIMITED	874	75.14	65,672.36
CAMPBELL SOUP CO	1,224	42.45	51,958.80
COCA-COLA COMPANY	13,277	44.51	590,959.27
COCA-COLA EUROPEAN PARTNERS	1,620	41.26	66,841.20
CONAGRA BRANDS INC	2,424	36.80	89,203.20
CONSTELLATION BRANDS INC-A	642	223.89	143,737.38
DR PEPPER SNAPPLE GROUP-W/I	655	120.81	79,130.55
GENERAL MILLS INC	2,028	44.80	90,854.40
HORMEL FOODS CORP	2,101	35.04	73,619.04
JM SMUCKER CO/THE-NEW COM	679	122.85	83,415.15
KELLOGG CO	1,345	63.06	84,815.70
KRAFT HEINZ CO/THE	1,806	60.92	110,021.52
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	686	105.80	72,578.80
MOLSON COORS BREWING CO -B	1,101	72.98	80,350.98
MONDELEZ INTERNATIONAL INC	5,446	42.09	229,222.14
MONSTER BEVERAGE CORP	1,672	56.68	94,768.96
PEPSICO INC	4,621	109.26	504,890.46
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	5,459	101.85	555,999.15
TYSON FOODS INC-CL A	1,134	70.17	79,572.78
CLOROX COMPANY	677	125.53	84,983.81
COLGATE-PALMOLIVE CO	2,843	71.60	203,558.80
COTY INC-CL A	3,069	17.66	54,198.54
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	978	148.81	145,536.18
KIMBERLY-CLARK CORP	1,126	105.84	119,175.84
PROCTER & GAMBLE CO	8,464	78.37	663,323.68
ABBOTT LABORATORIES	6,532	58.49	382,056.68
AETNA INC	1,207	172.93	208,726.51
AMERISOURCEBERGEN CORP	936	86.82	81,263.52
ANTHEM INC	989	222.02	219,577.78
BAXTER INTL INC	1,990	65.72	130,782.80
BECTON DICKINSON & CO	1,010	225.37	227,623.70
BOSTON SCIENTIFIC CORP	5,231	28.31	148,089.61
CARDINAL HEALTH INC	1,455	60.42	87,911.10
CERNER CORP	1,430	56.91	81,381.30
CIGNA CORP	949	171.65	162,895.85
COOPER COS INC/THE	293	221.37	64,861.41
DANAHER CORP	2,148	99.24	213,167.52
DAVITA INC	980	62.90	61,642.00
DENTSPLY SIRONA INC	1,259	49.00	61,691.00

Edwards Lifesciences Corp	940	137.84	129,569.60
EXPRESS SCRIPTS HOLDING CO	2,211	71.62	158,351.82
HCA HEALTHCARE INC	1,246	96.28	119,964.88
HUMANA INC	543	287.62	156,177.66
INTUITIVE SURGICAL INC	464	414.63	192,388.32
MCKESSON CORP	798	142.85	113,994.30
MEDTRONIC PLC	4,609	79.57	366,738.13
QUEST DIAGNOSTICS	826	99.76	82,401.76
RESMED INC	857	98.85	84,714.45
STRYKER CORP	1,168	158.35	184,952.80
UNITEDHEALTH GROUP INC	3,548	224.28	795,745.44
UNIVERSAL HEALTH SERVICES INC	539	119.64	64,485.96
VARIAN MEDICAL SYSTEMS INC	550	120.70	66,385.00
ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	777	105.57	82,027.89
ABBVIE INC	5,915	91.83	543,174.45
AGILENT TECHNOLOGIES INC	1,424	67.21	95,707.04
ALEXION PHARMACEUTICALS INC	983	111.38	109,486.54
ALLERGAN PLC	1,276	164.37	209,736.12
AMGEN INC	2,435	171.48	417,553.80
BIOGEN INC	815	265.39	216,292.85
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	1,012	83.59	84,593.08
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	6,056	58.65	355,184.40
CELGENE CORP	2,948	89.40	263,551.20
ELI LILLY & CO	3,409	79.72	271,765.48
GILEAD SCIENCES INC	4,765	75.22	358,423.30
ILLUMINA INC	594	241.44	143,415.36
INCYTE CORP	996	70.12	69,839.52
JOHNSON & JOHNSON	9,463	130.62	1,236,057.06
MERCK & CO. INC.	9,427	57.17	538,941.59
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL INC	146	568.21	82,958.66
MYLAN NV	2,064	40.62	83,839.68
PERRIGO CO PLC	823	80.77	66,473.71
PFIZER INC	20,632	36.32	749,354.24
Regeneron Pharmaceuticals Inc	340	321.56	109,330.40
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	1,522	214.35	326,240.70
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	984	161.39	158,807.76
WATERS CORP	455	202.32	92,055.60
ZOETIS INC	2,029	83.57	169,563.53
BANK OF AMERICA CORP	36,216	29.80	1,079,236.80
BB&T CORPORATION	3,172	51.95	164,785.40
CITIGROUP INC	9,812	71.01	696,750.12
COMERICA INC	903	96.07	86,751.21

FIFTH THIRD BANCORP	3,345	31.41	105,066.45
FIRST REPUBLIC BANK/CA	948	91.40	86,647.20
HUNTINGTON BANCSHARES INC	6,140	14.66	90,012.40
JPMORGAN CHASE & CO	12,618	110.30	1,391,765.40
KEYCORP	5,168	19.24	99,432.32
M & T BANK CORP	630	183.16	115,390.80
NEW YORK COMMUNITY BANCORP	4,088	12.68	51,835.84
PEOPLE'S UNITED FINANCIAL	3,114	18.57	57,826.98
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	1,872	145.46	272,301.12
REGIONS FINANCIAL CORP	5,560	18.51	102,915.60
SUNTRUST BANKS INC	2,089	67.38	140,756.82
US BANCORP	5,798	50.95	295,408.10
WELLS FARGO & COMPANY	16,972	50.89	863,705.08
AFFILIATED MANAGERS GROUP	343	169.25	58,052.75
AMERICAN EXPRESS COMPANY	2,801	93.03	260,577.03
AMERIPRISE FINANCIAL INC	599	141.63	84,836.37
BANK OF NEW YORK MELLON CORP	3,786	51.57	195,244.02
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	4,548	197.00	895,956.00
BLACKROCK INC	467	524.77	245,067.59
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	1,819	96.39	175,333.41
CME GROUP INC	1,223	163.42	199,862.66
DISCOVER FINANCIAL SERVICES	1,561	70.54	110,112.94
E*TRADE FINANCIAL CORP	1,443	56.96	82,193.28
FRANKLIN RESOURCES INC	1,535	33.15	50,885.25
GOLDMAN SACHS GROUP INC	1,366	255.92	349,586.72
INTERCONTINENTAL EXCHANGE INC	1,930	72.54	140,002.20
INVESCO LTD	2,393	30.53	73,058.29
LEUCADIA NATIONAL CORP	2,356	24.30	57,250.80
MOODY'S CORP	780	162.89	127,054.20
MORGAN STANLEY	5,323	52.98	282,012.54
NORTHERN TRUST CORP	971	103.91	100,896.61
RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	820	85.54	70,142.80
S&P GLOBAL INC	1,055	190.76	201,251.80
SCHWAB (CHARLES) CORP	4,733	51.04	241,572.32
SEI INVESTMENTS COMPANY	842	69.56	58,569.52
STATE STREET CORP	1,448	99.80	144,510.40
SYNCHRONY FINANCIAL	3,277	34.07	111,647.39
T ROWE PRICE GROUP INC	1,102	107.11	118,035.22
VOYA FINANCIAL INC	1,260	51.18	64,486.80
AFLAC INC	3,140	44.56	139,918.40
ALLEGHANY CORP	99	589.13	58,323.87
ALLSTATE CORP	1,502	96.36	144,732.72

AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	3,142	53.59	168,379.78
AON PLC	990	142.02	140,599.80
ARTHUR J GALLAGHER & CO	1,038	68.45	71,051.10
BRIGHTHOUSE FINANCIAL INC	832	50.20	41,766.40
CHUBB LTD	1,524	134.00	204,216.00
CINCINNATI FINANCIAL CORP	928	73.53	68,235.84
EVEREST RE GROUP LTD	253	249.19	63,045.07
FNF GROUP	1,873	38.18	71,511.14
HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	1,520	51.67	78,538.40
LINCOLN NATIONAL CORP	1,229	69.26	85,120.54
LOEWS CORP	1,566	50.43	78,973.38
MARSH & MCLENNAN COS	1,569	81.97	128,610.93
METLIFE INC	3,036	46.92	142,449.12
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	1,420	60.65	86,123.00
PROGRESSIVE CORP	2,526	60.07	151,736.82
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	1,503	104.28	156,732.84
TORCHMARK CORP	758	84.34	63,929.72
TRAVELERS COS INC/THE	1,083	136.29	147,602.07
UNUM GROUP	1,523	47.51	72,357.73
WILLIS TOWERS WATSON PLC	557	150.08	83,594.56
WR BERKLEY CORP	739	73.07	53,998.73
ACCENTURE PLC-CL A	2,298	150.13	344,998.74
ACTIVISION BLIZZARD INC	2,952	65.88	194,477.76
ADOBE SYSTEMS INC	1,882	224.06	421,680.92
AKAMAII TECHNOLOGIES	981	71.43	70,072.83
ALLIANCE DATA SYSTEMS CORP	299	205.98	61,588.02
ALPHABET INC-CL A	1,084	1,036.04	1,123,067.36
ALPHABET INC-CL C	1,147	1,029.27	1,180,572.69
ANSYS INC	471	156.98	73,937.58
AUTODESK INC	909	129.17	117,415.53
AUTOMATIC DATA PROCESSING	1,663	115.27	191,694.01
CA INC	1,900	34.51	65,569.00
CDK GLOBAL INC	900	64.29	57,861.00
CITRIX SYSTEMS INC	913	94.90	86,643.70
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	2,434	80.82	196,715.88
DELL TECHNOLOGIES INC-CL V	1,132	72.90	82,522.80
DXC TECHNOLOGY CO	1,285	103.08	132,457.80
EBAY INC	4,198	39.90	167,500.20
ELECTRONIC ARTS INC	1,291	120.53	155,604.23
FACEBOOK INC-A	8,657	164.52	1,424,249.64
FIDELITY NATIONAL INFORMATION SERVICES	1,406	96.23	135,299.38

FISERV INC	2,072	70.90	146,904.80
GARTNER INC	571	115.06	65,699.26
INTL BUSINESS MACHINES CORP	3,144	156.71	492,696.24
INTUIT INC	1,023	171.99	175,945.77
MASTERCARD INC-CLASS A	3,504	174.27	610,642.08
MICROSOFT CORP	26,438	93.08	2,460,849.04
ORACLE CORPORATION	11,414	46.08	525,957.12
PAYCHEX INC	1,454	61.49	89,406.46
PAYPAL HOLDINGS INC	4,413	77.27	340,992.51
RED HAT INC	812	157.71	128,060.52
SALESFORCE.COM INC	2,670	119.01	317,756.70
SPLUNK INC	761	104.15	79,258.15
SYMANTEC CORP	3,232	27.52	88,944.64
SYNOPSYS INC	911	83.82	76,360.02
TOTAL SYSTEM SERVICES INC	901	85.48	77,017.48
TWITTER INC	2,933	28.76	84,353.08
VERISIGN INC	538	122.00	65,636.00
VISA INC-CLASS A SHARES	6,694	120.75	808,300.50
VMWARE INC-CLASS A	542	121.34	65,766.28
WESTERN UNION CO	3,272	18.88	61,775.36
AMPHENOL CORP-CL A	1,393	85.61	119,254.73
APPLE INC	18,428	174.73	3,219,924.44
CISCO SYSTEMS INC	18,256	43.00	785,008.00
CORNING INC	3,747	27.42	102,742.74
F5 NETWORKS INC	412	155.06	63,884.72
HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	6,811	17.40	118,511.40
HP INC	6,674	21.77	145,292.98
MOTOROLA SOLUTIONS INC	834	107.69	89,813.46
NETAPP INC	1,388	67.47	93,648.36
SEAGATE TECHNOLOGY	1,497	60.61	90,733.17
TE CONNECTIVITY LTD	1,522	99.37	151,241.14
WESTERN DIGITAL CORP	1,303	89.93	117,178.79
XEROX CORP	1,774	28.17	49,973.58
AT&T INC	21,700	35.14	762,538.00
VERIZON COMMUNICATIONS INC	14,637	47.66	697,599.42
AMEREN CORPORATION	1,369	55.51	75,993.19
AMERICAN ELECTRIC POWER	1,540	67.34	103,703.60
CENTERPOINT ENERGY INC	2,489	26.67	66,381.63
CMS ENERGY CORP	1,637	44.21	72,371.77
CONSOLIDATED EDISON INC	873	76.69	66,950.37
DOMINION ENERGY INC	1,899	63.94	121,422.06
DTE ENERGY COMPANY	602	102.44	61,668.88

DUKE ENERGY CORP	1,966	76.67	150,733.22	
EDISON INTERNATIONAL	1,484	63.44	94,144.96	
ENERGY CORP	997	78.65	78,414.05	
EVERSOURCE ENERGY	994	59.03	58,675.82	
EXELON CORP	3,471	38.34	133,078.14	
FIRSTENERGY CORP	2,680	34.41	92,218.80	
NEXTERA ENERGY INC	1,728	160.22	276,860.16	
OGE ENERGY CORP	1,731	31.61	54,716.91	
P G & E CORP	1,910	45.34	86,599.40	
PINNACLE WEST CAPITAL	855	78.14	66,809.70	
PPL CORPORATION	2,066	27.79	57,414.14	
PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	1,556	49.88	77,613.28	
SCANA CORP	1,111	35.90	39,884.90	
SEMPRA ENERGY	936	110.62	103,540.32	
SOUTHERN CO	2,896	43.94	127,250.24	
WEC ENERGY GROUP INC	602	61.58	37,071.16	
XCEL ENERGY INC	1,473	44.48	65,519.04	
ANALOG DEVICES	1,225	92.78	113,655.50	
APPLIED MATERIALS INC	4,274	56.07	239,643.18	
BROADCOM INC	1,476	246.94	364,483.44	
INTEL CORP	16,699	51.86	866,010.14	
KLA-TENCOR CORPORATION	790	107.59	84,996.10	
LAM RESEARCH CORP	704	203.74	143,432.96	
MAXIM INTEGRATED PRODUCTS	1,450	57.73	83,708.50	
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	995	87.33	86,893.35	
MICRON TECHNOLOGY INC	4,575	52.23	238,952.25	
NVIDIA CORP	2,250	231.50	520,875.00	
NXP SEMICONDUCTORS NV	875	113.44	99,260.00	
QUALCOMM INC	5,288	55.73	294,700.24	
SKYWORKS SOLUTIONS INC	783	98.47	77,102.01	
TEXAS INSTRUMENTS	3,566	102.16	364,302.56	
XLINX INC	1,050	68.49	71,914.50	
米ドル小計	1,080,018		83,553,760.46 (8,982,864,787)	
	銘柄数	418		
	比率	58.7%	65.0%	
加ドル	株	加ドル	加ドル	
ARC RESOURCES LTD	2,903	14.63	42,470.89	
CAMECO CORP	3,890	12.51	48,663.90	
CANADIAN NATURAL RESOURCES	3,531	44.30	156,423.30	
CENOVUS ENERGY INC	5,935	12.72	75,493.20	
ENBRIDGE INC	6,099	40.39	246,338.61	

ENCANA CORP	6,503	15.25	99,170.75
HUSKY ENERGY INC	3,471	18.57	64,456.47
IMPERIAL OIL LTD	2,246	37.05	83,214.30
INTER PIPELINE LTD	3,085	23.43	72,281.55
KEYERA CORP	1,825	34.86	63,619.50
PEMBINA PIPELINE CORP	2,682	40.37	108,272.34
PRAIRIESKY ROYALTY LTD	1,358	29.82	40,495.56
SUNCOR ENERGY INC	6,041	47.72	288,276.52
TRANSCANADA CORP	2,597	53.39	138,653.83
VERMILION ENERGY INC	875	44.04	38,535.00
BARRICK GOLD CORP	5,724	16.59	94,961.16
CCL INDUSTRIES INC - CL B	1,183	63.81	75,487.23
FRANCO-NEVADA CORP	887	89.50	79,386.50
GOLDCORP INC	5,254	18.12	95,202.48
NUTRIEN LTD	2,572	58.84	151,336.48
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	2,710	26.78	72,573.80
CAE INC	2,700	24.35	65,745.00
FINNING INTERNATIONAL INC	1,721	31.42	54,073.82
SNC-LAVALIN GROUP INC	1,280	54.13	69,286.40
CANADIAN NATL RAILWAY CO	2,356	93.76	220,898.56
CANADIAN PACIFIC RAILWAY LTD	557	224.01	124,773.57
MAGNA INTERNATIONAL INC	1,725	75.72	130,617.00
GILDAN ACTIVEWEAR INC	1,111	36.90	40,995.90
SHAW COMMUNICATIONS INC-B	3,157	26.28	82,965.96
CANADIAN TIRE CORP -CL A	321	168.17	53,982.57
DOLLARAMA INC	649	149.02	96,713.98
ALIMENTATION COUCHE-TARD INC	1,249	53.99	67,433.51
JEAN COUTU GROUP INC A	879	24.58	21,605.82
LOBLAW COMPANIES LTD	964	63.29	61,011.56
METRO INC	1,621	41.51	67,287.71
WESTON (GEORGE) LTD	308	102.12	31,452.96
SAPUTO INC	1,445	41.09	59,375.05
BANK OF MONTREAL	1,644	94.87	155,966.28
BANK OF NOVA SCOTIA	3,477	76.47	265,886.19
CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	1,124	110.11	123,763.64
NATIONAL BANK OF CANADA	1,911	58.69	112,156.59
ROYAL BANK OF CANADA	4,554	96.06	437,457.24
TORONTO-DOMINION BANK	5,991	69.90	418,770.90
BROOKFIELD ASSET MANAGE-CL A	2,756	49.31	135,898.36
IGM FINANCIAL INC	289	36.69	10,603.41
ONEX CORPORATION	673	91.97	61,895.81
THOMSON REUTERS CORP	960	49.51	47,529.60

GREAT-WEST LIFECO INC	1,043	32.89	34,304.27	
INTACT FINANCIAL CORP	967	96.00	92,832.00	
MANULIFE FINANCIAL CORP	6,052	23.19	140,345.88	
POWER CORP OF CANADA	2,548	28.97	73,815.56	
POWER FINANCIAL CORP	852	31.67	26,982.84	
SUN LIFE FINANCIAL INC	1,816	50.92	92,470.72	
FIRST CAPITAL REALTY INC	1,611	20.39	32,848.29	
CGI GROUP INC	1,468	72.73	106,767.64	
OPEN TEXT CORP	1,715	43.06	73,847.90	
BCE INC	592	53.89	31,902.88	
ROGERS COMMUNICATIONS -CL B	2,020	56.76	114,655.20	
TELUS CORP	300	44.45	13,335.00	
CANADIAN UTILITIES LTD-A	1,423	34.69	49,363.87	
FORTIS INC	2,346	41.97	98,461.62	
加ドル小計	141,546		6,135,394.43 (523,287,790)	
	銘柄数	61		
	比率	3.4%	3.8%	
ユーロ	株	ユーロ	ユーロ	
ENI SPA	10,174	15.43	157,005.16	
Galp Energia SGPS SA	3,256	15.83	51,558.76	
Koninklijke Vopak NV	838	38.50	32,263.00	
NESTE OYJ	925	54.92	50,801.00	
OMV AG	1,101	49.03	53,982.03	
REPSOL SA	5,613	15.53	87,197.95	
TENARIS SA	3,541	14.99	53,097.29	
TOTAL SA	8,098	48.60	393,562.80	
AIR LIQUIDE	1,527	101.25	154,608.75	
AKZO NOBEL	914	78.72	71,950.08	
BASF SE	3,218	84.12	270,698.16	
CRH PLC(DUBLIN)	3,009	27.44	82,566.96	
EVONIK INDUSTRIES AG	1,379	29.60	40,818.40	
IMERYS SA	405	75.85	30,719.25	
KONINKLIJKE DSM NV	999	85.60	85,514.40	
LANXESS	766	62.68	48,012.88	
LINDE AG - TENDER	786	174.10	136,842.60	
STORA ENSO OYJ-R SHS	3,440	15.92	54,782.00	
UPM-KYMMENE OYJ	2,482	29.70	73,715.40	
AIRBUS SE	2,309	91.50	211,273.50	
ALSTOM	1,378	36.99	50,972.22	
BOUYGUES	1,378	42.32	58,316.96	
BRENNTAG AG	1,053	48.24	50,796.72	
COMPAGNIE DE SAINT-GOBAIN	1,856	43.24	80,253.44	

FERROVIAL SA	3,065	17.22	52,779.30
GEA GROUP AG	1,177	31.85	37,487.45
KONE OYJ-B	1,486	40.37	59,989.82
Koninklijke Boskalis Westminster NV	1,125	24.45	27,506.25
Legrand SA	965	62.20	60,023.00
SAFRAN SA	1,449	88.66	128,468.34
SCHNEIDER ELECTRIC SE	1,923	70.74	136,033.02
SIEMENS AG	2,661	104.86	279,032.46
THALES SA	686	101.40	69,560.40
VINCI S.A.	1,919	82.62	158,547.78
WARTSILA	2,818	18.36	51,752.57
Bureau Veritas SA	2,214	21.05	46,604.70
RANDSTAD NV	813	54.70	44,471.10
RELX NV	2,914	17.41	50,747.31
WOLTERS KLUWER	1,747	43.47	75,942.09
ABERTIS INFRASTRUCTURAS SA	3,998	18.30	73,163.40
ATLANTIA S.P.A	2,692	26.94	72,522.48
DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	1,682	26.49	44,556.18
DEUTSCHE POST AG	3,166	36.47	115,464.02
GETLINK SE	4,038	11.60	46,840.80
BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	1,289	91.33	117,724.37
CONTINENTAL AG	459	225.00	103,275.00
DAIMLER AG	3,291	65.65	216,054.15
MICHELIN (CGDE)-B	752	119.60	89,939.20
NOKIAN RENKAAT OYJ	651	33.66	21,912.66
RENAULT SA	784	94.10	73,774.40
VALEO SA	1,314	54.96	72,217.44
VOLKSWAGEN AG	284	173.50	49,274.00
VOLKSWAGEN AG PFD	687	177.28	121,791.36
ADIDAS AG	702	210.60	147,841.20
HERMES INTERNATIONAL	102	516.60	52,693.20
HUGO BOSS AG -ORD	397	75.76	30,076.72
KERING	332	436.20	144,818.40
LUXOTTICA GROUP SPA	1,049	52.08	54,631.92
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	954	281.85	268,884.90
ACCOR SA	1,168	43.83	51,193.44
AXEL SPRINGER SE	536	68.00	36,448.00
Eutelsat Communications	1,721	17.59	30,280.99
LAGARDERE S.C.A	1,619	23.18	37,528.42
PROSIEBENSAT1 MEDIA SE	1,727	29.14	50,324.78
SES SA	2,708	11.54	31,263.86
VIVENDI SA	5,067	21.20	107,420.40

INDITEX	3,697	24.55	90,761.35
CASINO GUICHARD PERRACHON	871	41.57	36,207.47
COLRUYT SA	381	45.53	17,346.93
JERONIMO MARTINS	1,389	14.25	19,800.19
KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE NV	4,775	18.82	89,903.70
METRO AG	1,896	14.25	27,018.00
ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	2,670	85.24	227,590.80
DANONE	2,096	65.26	136,784.96
HEINEKEN HOLDING NV	683	86.25	58,908.75
HEINEKEN NV	658	89.10	58,627.80
KERRY GROUP PLC-A	897	82.00	73,554.00
PERNOD-RICARD	627	139.75	87,623.25
BEIERSDORF AG	620	93.16	57,759.20
HENKEL AG & CO KGAA	642	96.75	62,113.50
HENKEL AG AND CO KGAA VORZUG	490	103.10	50,519.00
L'OREAL	696	191.15	133,040.40
UNILEVER NV-CVA	5,355	46.27	247,775.85
ESSILOR INTERNATIONAL	782	113.40	88,678.80
FRESENIUS MEDICAL CARE AG & Co	946	82.84	78,366.64
Fresenius SE & CO KG	1,829	64.06	117,165.74
KONINKLIJKE PHILIPS NV	3,257	32.09	104,533.41
BAYER AG	2,923	98.65	288,353.95
GRIFOLS SA	2,266	23.25	52,684.50
MERCK KGAA	831	81.44	67,676.64
QIAGEN N V	1,746	26.54	46,338.84
SANOFI	3,858	65.99	254,589.42
UCB SA	786	65.40	51,404.40
BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	27,144	6.41	173,993.04
BANCO SANTANDER S.A	61,743	5.36	331,498.16
BNP PARIBAS	4,125	61.45	253,481.25
COMMERZBANK AG	5,705	10.75	61,328.75
CREDIT AGRICOLE SA	6,047	13.38	80,939.09
ERSTE GROUP BANK AG	1,778	40.12	71,333.36
ING GROEP NV-CVA	14,300	14.14	202,202.00
INTESA SANPAOLO	55,480	3.06	170,157.16
KBC GROEP NV	1,300	71.50	92,950.00
MEDIOBANCA SPA	5,162	9.76	50,391.44
SOCIETE GENERALE-A	2,804	44.24	124,048.96
UNICREDIT SPA	8,467	17.20	145,632.40
DEUTSCHE BANK AG -REG	8,006	11.70	93,670.20
DEUTSCHE BOERSE AG	866	109.05	94,437.30
GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	528	94.60	49,948.80

Natixis	6,993	6.64	46,489.46
Wendel	275	123.10	33,852.50
AEGON NV	10,388	5.88	61,143.76
AGEAS	1,192	43.68	52,066.56
ALLIANZ SE	1,553	189.42	294,169.26
ASSICURAZIONI GENERALI	5,903	16.17	95,481.02
AXA	7,302	22.70	165,755.40
CNP ASSURANCES	1,712	20.80	35,609.60
MAPFRE S.A.	13,767	2.76	38,107.05
MUENCHENER RUECKVER AG-REG	509	191.35	97,397.15
SAMPO OYJ-A SHS	682	45.85	31,269.70
SCOR SE	1,354	34.65	46,916.10
VONOVIA SE	2,481	40.62	100,778.22
AMADEUS IT GROUP SA-A SHS	1,932	61.68	119,165.76
CAPGEMINI	856	104.70	89,623.20
DASSAULT SYSTEMES SA	666	110.30	73,459.80
SAP SE	3,574	87.97	314,404.78
UNITED INTERNET AG-REG SHARE	964	54.32	52,364.48
NOKIA OYJ	23,643	4.50	106,606.28
DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	12,342	13.95	172,170.90
ELISA OYJ	1,296	36.68	47,537.28
Iliad SA	219	169.35	37,087.65
KONIKLIJKE KPN NV	20,935	2.48	51,939.73
ORANGE	6,144	14.16	86,999.04
TELECOM ITALIA-RNC	54,224	0.73	40,093.22
TELEFONICA SA	20,222	8.16	165,011.52
E.ON SE	10,369	8.99	93,217.31
ELECTRICITE DE FRANCE	3,963	11.63	46,109.50
ENEL SPA	33,626	5.11	171,963.36
ENERGIAS DE PORTUGAL SA	14,918	3.17	47,379.56
ENGIE	6,250	13.97	87,343.75
GAS NATURAL SDG SA	2,744	20.05	55,017.20
IBERDROLA SA	19,506	6.25	121,990.52
RED ELECTRICA CORPORACION SA	3,220	16.58	53,403.70
RWE AG	2,979	20.85	62,112.15
SUEZ	3,679	11.94	43,927.26
TERNA SPA	11,194	4.80	53,731.20
VEOLIA ENVIRONNEMENT	2,875	19.14	55,027.50
ASML HOLDING NV	1,434	167.50	240,195.00
INFINEON TECHNOLOGIES AG	4,493	21.62	97,138.66
STMICROELECTRONICS NV	3,715	18.26	67,835.90

ユーロ小計	707,791		14,295,202.38 (1,895,400,883)	
	銘柄数	149		
	比率	12.4%	13.7%	
英ポンド	株	英ポンド	英ポンド	
BP PLC	65,714	5.04	331,395.70	
ROYAL DUTCH SHELL PLC-A SHS	16,518	23.78	392,880.63	
ROYAL DUTCH SHELL PLC-B SHS	12,329	24.22	298,608.38	
BHP BILLITON PLC	8,924	14.57	130,094.07	
Fresnillo PLC	1,859	12.84	23,869.56	
GLENCORE PLC	48,852	3.45	168,930.21	
JOHNSON MATTHEY PLC	1,176	33.03	38,843.28	
RANDGOLD RESOURCES LTD	537	57.84	31,060.08	
RIO TINTO PLC	4,862	37.85	184,026.70	
ASHTED GROUP PLC	2,952	20.60	60,811.20	
BAE SYSTEMS PLC	10,234	5.94	60,789.96	
BUNZL PLC	2,179	21.01	45,780.79	
FERGUSON PLC	1,044	53.04	55,373.76	
IMI PLC	2,675	10.58	28,301.50	
MEGGITT PLC	6,303	4.36	27,512.59	
ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	6,376	8.66	55,267.16	
SMITHS GROUP PLC	2,842	15.15	43,056.30	
TRAVIS PERKINS PLC	2,158	12.75	27,514.50	
WEIR GROUP PLC/THE	1,849	20.81	38,477.69	
EXPERIAN PLC	2,525	15.49	39,124.87	
G4S PLC	10,521	2.50	26,355.10	
INTERTEK GROUP PLC	981	48.15	47,235.15	
RELX PLC	2,099	15.13	31,768.36	
ROYAL MAIL PLC	5,439	5.60	30,501.91	
GKN PLC	9,768	4.51	44,122.05	
BURBERRY GROUP PLC	2,256	17.32	39,085.20	
CARNIVAL PLC	1,087	44.70	48,588.90	
COMPASS GROUP PLC	5,367	14.60	78,358.20	
INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP PLC	1,089	42.32	46,086.48	
MERLIN ENTERTAINMENTS PLC-	8,144	3.44	28,064.22	
Whitbread PLC	1,181	39.35	46,472.35	
ITV PLC	28,919	1.44	41,701.19	
SKY PLC	4,563	13.04	59,524.33	
WPP PLC	5,022	11.88	59,661.36	
KINGFISHER PLC	12,492	3.00	37,513.47	
MARKS & SPENCER GROUP PLC	9,047	2.71	24,589.74	
NEXT PLC	702	50.14	35,198.28	

MORRISON <WM.> SUPERMARKETS	16,113	2.31	37,221.03	
SAINSBURY (J) PLC	12,650	2.55	32,371.35	
TESCO PLC	37,312	2.33	87,160.83	
Associated British Foods PLC	1,988	26.20	52,085.60	
BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	7,883	41.19	324,700.77	
DIAGEO PLC	7,555	24.92	188,270.60	
IMPERIAL BRANDS PLC	3,172	24.63	78,126.36	
RECKITT BENCKISER GROUP PLC	2,253	60.15	135,517.95	
UNILEVER PLC	3,811	39.29	149,753.24	
SMITH & NEPHEW PLC	4,251	13.22	56,198.22	
ASTRAZENECA PLC	4,382	50.10	219,538.20	
GLAXOSMITHKLINE PLC	16,107	14.20	228,719.40	
SHIRE PLC	3,332	36.06	120,168.58	
BARCLAYS PLC	65,473	2.13	139,686.64	
HSBC HOLDINGS PLC	70,295	6.85	481,661.34	
LLOYDS BANKING GROUP PLC	249,755	0.68	170,282.95	
ROYAL BANK OF SCOTLAND GROU	20,499	2.64	54,281.35	
STANDARD CHARTERED PLC	13,323	7.33	97,724.20	
HARGREAVES LANSDOWN PLC	2,155	17.11	36,872.05	
London Stock Exchange Group PLC	1,629	42.70	69,558.30	
SCHRODERS PLC	617	32.65	20,145.05	
STANDARD LIFE ABERDEEN PLC	12,195	3.76	45,853.20	
ADMIRAL GROUP PLC	1,690	19.14	32,355.05	
AVIVA PLC	7,301	5.08	37,103.68	
DIRECT LINE INSURANCE GROUP	10,071	3.60	36,265.67	
LEGAL & GENERAL GROUP PLC	9,787	2.71	26,532.55	
OLD MUTUAL PLC	28,352	2.35	66,627.20	
PRUDENTIAL PLC	9,090	18.46	167,846.85	
RSA INSURANCE GROUP PLC	6,127	6.53	40,058.32	
SAGE GROUP PLC/THE	6,848	6.17	42,252.16	
BT GROUP PLC	29,019	2.41	70,080.88	
VODAFONE GROUP PLC	86,986	2.06	179,930.54	
CENTRICA PLC	28,718	1.40	40,406.22	
NATIONAL GRID PLC	8,174	8.26	67,541.76	
SEVERN TRENT PLC	1,998	18.63	37,232.73	
SSE PLC	4,246	13.11	55,665.06	
英ポンド小計	1,105,742		6,532,341.10 (1,001,277,243)	
	銘柄数	73		
	比率	6.5%	7.2%	
スイスフラン	株	スイスフラン	スイスフラン	
GIVAUDAN-REG	47	2,171.00	102,037.00	

LAFARGEHOLCIM LTD	1,776	53.20	94,483.20	
SIKA AG-BR	11	7,330.00	80,630.00	
ABB LTD	6,118	22.07	135,024.26	
GEBERIT AG-REG	207	416.10	86,132.70	
Schindler Holding AG	305	202.80	61,854.00	
SGS SA	30	2,378.00	71,340.00	
KUEHNE & NAGEL INTL AG-REG	401	152.40	61,112.40	
CIE FINANCIERE RICHEMON-REG	1,522	91.94	139,932.68	
THE SWATCH GROUP AG-B	192	453.50	87,072.00	
CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	1	71,900.00	71,900.00	
NESTLE SA-REGISTERED	10,520	76.50	804,780.00	
SONOVA HOLDING AG	359	153.55	55,124.45	
LONZA GROUP AG-REG	398	234.30	93,251.40	
NOVARTIS AG-REG SHS	7,689	78.18	601,126.02	
ROCHE HOLDING AG-GENUSSS	2,458	217.10	533,631.80	
CREDIT SUISSE GROUP AG	9,185	15.81	145,260.77	
JULIUS BAER GROUP LTD	1,323	57.24	75,728.52	
UBS GROUP AG	13,827	16.87	233,330.62	
SWISS LIFE HOLDING AG	208	345.30	71,822.40	
SWISS RE AG	875	95.28	83,370.00	
ZURICH INSURANCE GROUP AG	470	307.30	144,431.00	
SWISSCOM AG-REG	156	453.30	70,714.80	
スイスフラン小計	58,078		3,904,090.02 (435,813,568)	
	銘柄数	23		
	比率	2.9%	3.2%	
スウェーデンクローネ	株	スウェーデン クローネ	スウェーデン クローネ	
LUNDIN PETROLEUM AB	1,522	230.60	350,973.20	
Boliden AB	1,747	293.70	513,093.90	
ALFA LAVAL AB	2,521	202.10	509,494.10	
ASSA ABLOY AB-B	2,619	177.10	463,824.90	
ATLAS COPCO AB-A SHS	1,577	356.70	562,515.90	
ATLAS COPCO AB-B SHS	2,247	320.20	719,489.40	
SANDVIK AB	4,993	157.60	786,896.80	
SKANSKA AB-B SHS	2,301	166.85	383,921.85	
SKF AB-B SHARES	2,351	177.80	418,007.80	
VOLVO AB-B SHS	5,975	155.00	926,125.00	
SECURITAS AB-B SHS	2,123	139.20	295,521.60	
HENNES & MAURITZ AB-B	2,800	135.20	378,560.00	
SWEDISH MATCH AB	1,306	367.30	479,693.80	
ESSITY AKTIEBOLAG-B	2,921	219.40	640,867.40	
GETINGE AB-B SHS	3,096	97.02	300,373.92	

NORDEA BANK AB	8,529	85.54	729,570.66	
SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	5,932	83.90	497,694.80	
SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	4,095	98.08	401,637.60	
Swedbank AB	1,558	181.25	282,387.50	
Industrivarden AB	284	189.60	53,846.40	
INVESTOR AB-B SHS	583	372.80	217,342.40	
KINNEVIK AB-B	1,510	309.20	466,892.00	
ERICSSON LM-B SHS	13,645	53.00	723,185.00	
Millicom International Cellular SA	724	557.00	403,268.00	
TELE2 AB-B SHS	3,235	104.80	339,028.00	
TELIA COMPANY AB	13,836	37.73	522,032.28	
スウェーデンクローネ小計	94,030		12,366,244.21 (156,556,651)	
	銘柄数	26		
	比率	1.0%	1.1%	
ノルウェークローネ	株	ノルウェークローネ	ノルウェークローネ	
STATOIL ASA	4,568	198.90	908,575.20	
NORSK HYDRO ASA	9,898	51.46	509,351.08	
YARA INTERNATIONAL ASA	1,410	326.80	460,788.00	
ORKLA ASA	4,688	80.86	379,071.68	
DNB ASA	3,798	149.25	566,851.50	
TELENOR ASA	3,219	175.50	564,934.50	
ノルウェークローネ小計	27,581		3,389,571.96 (46,877,780)	
	銘柄数	6		
	比率	0.3%	0.3%	
デンマーククローネ	株	デンマーククローネ	デンマーククローネ	
CHRISTIAN HANSEN HOLDING A/S	750	543.00	407,250.00	
NOVOZYMES A/S-B SHARES	1,336	309.50	413,492.00	
A P Moller - Maersk A/S	10	8,660.00	86,600.00	
A.P.MOLLER MAERSK	41	9,170.00	375,970.00	
DSV A/S	1,115	481.70	537,095.50	
PANDORA A/S	600	688.00	412,800.00	
CARLSBERG AS-B	574	696.60	399,848.40	
COLOPLAST-B	720	513.00	369,360.00	
WILLIAM DEMANT HOLDING	1,147	226.80	260,139.60	
NOVO NORDISK A/S-B	6,677	296.10	1,977,059.70	
DANSKE BANK A/S	2,792	220.90	616,752.80	
TDC A/S	7,760	50.06	388,465.60	

デンマーククローネ小計	23,522		6,244,833.60 (111,158,038)
	銘柄数	12	
	比率	0.7%	0.8%
豪ドル	株	豪ドル	豪ドル
CALTEX AUSTRALIA LIMITED	2,135	31.71	67,700.85
SANTOS LTD	14,735	5.91	87,083.85
WOODSIDE PETROLEUM LTD	2,321	30.32	70,372.72
ALUMINA LTD	24,385	2.59	63,157.15
AMCOR LTD	6,405	14.06	90,054.30
BHP BILLITON LTD	12,695	29.73	377,422.35
INCITEC PIVOT LTD	16,231	3.59	58,269.29
NEWCREST MINING LIMITED	3,904	20.10	78,470.40
ORICA LTD	2,621	18.71	49,038.91
RIO TINTO LIMITED	1,942	78.21	151,883.82
SOUTH32 LTD	32,050	3.48	111,534.00
BRAMBLES LTD	8,656	9.58	82,924.48
SYDNEY AIRPORT	9,693	6.54	63,392.22
TRANSURBAN GROUP	9,104	11.18	101,782.72
CROWN RESORTS LIMITED	3,955	12.54	49,595.70
TABCORP HOLDINGS LIMITED	10,288	4.34	44,649.92
WESFARMERS LIMITED	3,032	41.04	124,433.28
WOOLWORTHS GROUP LTD	2,537	26.62	67,534.94
COCA-COLA AMATIL LIMITED	4,834	8.79	42,490.86
COCHLEAR LIMITED	448	180.02	80,648.96
SONIC HEALTHCARE LTD	2,720	23.05	62,696.00
CSL LIMITED	1,681	160.35	269,548.35
AUST AND NZ BANKING GROUP LTD	9,540	26.71	254,813.40
COMMONWEALTH BANK OF AUSTRALIA	5,824	73.16	426,083.84
NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	8,476	28.52	241,735.52
WESTPAC BANKING CORPORATION	10,981	28.89	317,241.09
AMP LIMITED	16,298	4.78	77,904.44
AUSTRALIAN STOCK EXCHANGE	731	56.00	40,936.00
MACQUARIE GROUP LTD	1,082	104.21	112,755.22
INSURANCE AUSTRALIA GROUP LTD	13,068	7.53	98,402.04
QBE INSURANCE GROUP LIMITED	9,225	9.77	90,128.25
SUNCORP GROUP LTD	7,001	13.60	95,213.60
LENLEASE GROUP	3,619	17.60	63,694.40
COMPUTERSHARE LIMITED	4,081	17.50	71,417.50
TELSTRA CORP LTD	21,343	3.10	66,163.30
AGL ENERGY LTD	4,288	20.63	88,461.44

豪ドル小計	291,929		4,239,635.11 (354,348,702)	
	銘柄数	36		
	比率	2.3%	2.6%	
ニュージーランドドル	株	ニュージーランド ドル	ニュージーランド ドル	
AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	5,945	6.35	37,780.47	
SPARK NEW ZEALAND LTD	13,868	3.41	47,289.88	
ニュージーランドドル小計	19,813		85,070.35 (6,729,064)	
	銘柄数	2		
	比率	0.0%	0.0%	
香港ドル	株	香港ドル	香港ドル	
CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	7,828	92.85	726,829.80	
NWS HOLDINGS LTD	23,500	14.32	336,520.00	
MTR CORPORATION	4,500	43.15	194,175.00	
LI & FUNG LTD	60,000	3.87	232,200.00	
YUE YUEN INDUSTRIAL HLDG	3,000	24.50	73,500.00	
Galaxy Entertainment Group Limited	12,000	70.90	850,800.00	
Sands China Ltd	14,400	44.20	636,480.00	
BANK OF EAST ASIA	10,240	32.55	333,312.00	
BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	14,500	37.65	545,925.00	
HANG SENG BANK	2,000	189.80	379,600.00	
HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	4,900	264.20	1,294,580.00	
AIA GROUP LTD	46,400	70.50	3,271,200.00	
CK ASSET HOLDINGS LIMITED	12,328	67.05	826,592.40	
HENDERSON LAND DEVELOPMENT	8,102	51.70	418,873.40	
HYSAN DEVELOPMENT CO	6,000	43.80	262,800.00	
KERRY PROPERTIES LTD	10,500	36.50	383,250.00	
SINO LAND CO	27,800	13.38	371,964.00	
SUN HUNG KAI PROPERTIES	6,000	129.20	775,200.00	
SWIRE PACIFIC LTD A	4,500	78.60	353,700.00	
SWIRE PROPERTIES LTD	11,600	28.00	324,800.00	
CK Infrastructure Holdings Ltd (CKI)	3,500	63.00	220,500.00	
CLP HOLDINGS LIMITED	4,500	80.50	362,250.00	
HONG KONG & CHINA GAS	47,708	16.20	772,869.60	
POWER ASSETS HOLDINGS LIMITED	4,000	59.05	236,200.00	
ASM PACIFIC TECHNOLOGY	2,300	106.50	244,950.00	
香港ドル小計	352,106		14,429,071.20 (197,678,275)	
	銘柄数	25		
	比率	1.3%	1.4%	
シンガポールドル	株	シンガポールドル	シンガポールドル	
KEPPEL CORP LTD	9,600	7.84	75,264.00	

SEBNCORP INDUSTRIES LTD	12,000	3.14	37,680.00	
SINGAPORE TECH ENGINEERING	5,000	3.67	18,350.00	
COMFORTDELGRO CORP LTD	16,000	2.19	35,040.00	
SINGAPORE AIRLINES LTD	3,000	10.83	32,490.00	
GENTING SINGAPORE PLC	47,000	1.18	55,460.00	
SINGAPORE PRESS HOLDINGS	20,000	2.56	51,200.00	
GOLDEN AGRI-RESOURCES LTD	86,000	0.34	29,670.00	
DBS GROUP HOLDINGS LTD	7,000	28.42	198,940.00	
OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	12,000	13.08	156,960.00	
UNITED OVERSEAS BANK	4,000	28.24	112,960.00	
CAPITALAND LIMITED	18,000	3.68	66,240.00	
CITY DEVELOPMENTS	4,000	12.82	51,280.00	
UNITED OVERSEAS LAND LTD	6,000	8.79	52,740.00	
SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	9,700	3.37	32,689.00	
シンガポールドル小計	259,300		1,006,963.00 (82,540,757)	
	銘柄数	15		
	比率	0.5%	0.6%	
イスラエルシュケル	株	イスラエル シュケル	イスラエル シュケル	
ISRAEL CHEMICALS LTD	3,551	15.55	55,218.05	
BANK HAPOLIM BM	5,691	24.40	138,860.40	
BANK LEUMI LE-ISRAEL	10,441	21.31	222,497.71	
NICE LTD	634	334.80	212,263.20	
BEZEQ ISRAELI TELECOM CORP	20,833	4.43	92,394.35	
イスラエルシュケル小計	41,150		721,233.71 (22,033,689)	
	銘柄数	5		
	比率	0.1%	0.2%	
合計	株 4,202,606		円 13,816,567,227 (13,816,567,227)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
----	----	----	------	-----	----

投資証券	米ドル		米ドル	
	AMERICAN TOWER CORP	1,641	227,934.90	
	AVALONBAY COMMUNITIES INC	361	60,117.33	
	BOSTON PROPERTIES INC	715	85,728.50	
	CROWN CASTLE INTL CORP	1,446	150,036.96	
	DIGITAL REALTY TRUST INC	823	84,308.12	
	DUKE REALTY CORP	2,545	65,457.40	
	EQUINIX INC	322	129,266.90	
	EQUITY RESIDENTIAL	828	51,046.20	
	EXTRA SPACE STORAGE INC	774	67,399.92	
	FEDERAL REALTY INVS TRUST	525	60,480.00	
	HCP INC	3,254	72,954.68	
	HOST HOTELS & RESORTS INC	4,309	82,474.26	
	IRON MOUNTAIN INC	1,868	62,297.80	
	KIMCO REALTY CORP	3,487	48,783.13	
	LIBERTY PROPERTY TRUST	1,295	50,789.90	
	PROLOGIS INC	2,154	134,108.04	
	PUBLIC STORAGE	511	100,810.08	
	REALTY INCOME CORP	1,491	75,757.71	
	REGENCY CENTERS CORP	1,122	65,513.58	
	SIMON PROPERTY GROUP INC	1,141	173,123.93	
	SL GREEN REALTY CORP	633	60,223.62	
	UDR INC	1,975	70,112.50	
	VENTAS INC	1,183	57,422.82	
	VORNADO REALTY TRUST	1,144	76,076.00	
	WELLTOWER INC	1,046	55,050.98	
	WEYERHAEUSER CO	2,400	86,856.00	
	米ドル小計	38,993	2,254,131.26 (242,341,651)	
	銘柄数	26		
	比 率	1.6%	70.5%	
	加ドル	RIOCAN REAL ESTATE INVESTMENT TRUST	252	加ドル 5,853.96
	加ドル小計	252	5,853.96 (499,284)	
	銘柄数	1		
	比 率	0.0%	0.1%	
	ユーロ	FONCIERE DES REGIONS	376	ユーロ 33,652.00
	GECINA SA	369	52,398.00	
	KLEPIERRE	1,539	52,664.58	
	UNIBAIL-RODAMCO SE	320	61,072.00	

ユーロ小計		2,604	199,786.58 (26,489,702)	
	銘柄数	4		
	比率	0.2%	7.7%	
英ポンド			英ポンド	
	BRITISH LAND CO PLC	5,161	33,742.61	
	HAMMERSON PLC	8,503	40,219.19	
	LAND SECURITIES GROUP PLC	4,429	42,296.95	
	SEGRO PLC	6,875	42,088.75	
英ポンド小計		24,968	158,347.50 (24,271,504)	
	銘柄数	4		
	比率	0.2%	7.1%	
豪ドル			豪ドル	
	GOODMAN GROUP	12,011	102,453.83	
	GPT GROUP	14,376	66,992.16	
	MIRVAC GROUP	30,615	66,128.40	
	SCENTRE GROUP	24,208	93,927.04	
	STOCKLAND	11,608	45,851.60	
	WESTFIELD CORP	10,258	89,039.44	
豪ドル小計		103,076	464,392.47 (38,813,922)	
	銘柄数	6		
	比率	0.3%	11.3%	
香港ドル			香港ドル	
	LINK REIT	10,000	681,000.00	
香港ドル小計		10,000	681,000.00 (9,329,700)	
	銘柄数	1		
	比率	0.1%	2.7%	
シンガポールドル			シンガポールドル	
	CAPITALAND MALL TRUST	13,000	27,040.00	
シンガポールドル小計		13,000	27,040.00 (2,216,468)	
	銘柄数	1		
	比率	0.0%	0.6%	
投資証券合計			円 343,962,231 (343,962,231)	
合計			円 343,962,231 (343,962,231)	

(注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、当中間計算期間(2018年4月17日から2018年10月16日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表

【東京海上セレクション・外国株式インデックス】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	前期 2018年 4月16日現在	当中間計算期間末 2018年10月16日現在
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	4,486,674,263	6,176,105,230
未収入金	6,081,423	31,413,893
流動資産合計	4,492,755,686	6,207,519,123
資産合計	4,492,755,686	6,207,519,123
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,778,985	25,325,480
未払受託者報酬	419,765	594,007
未払委託者報酬	3,777,832	5,345,994
その他未払費用	104,841	148,412
流動負債合計	6,081,423	31,413,893
負債合計	6,081,423	31,413,893
純資産の部		
元本等		
元本	1,960,658,373	2,602,729,938
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	2,526,015,890	3,573,375,292
(分配準備積立金)	309,753,757	286,608,790
元本等合計	4,486,674,263	6,176,105,230
純資産合計	4,486,674,263	6,176,105,230
負債純資産合計	4,492,755,686	6,207,519,123

(2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前中間計算期間 自 2017年 4月18日 至 2017年10月17日	当中間計算期間 自 2018年 4月17日 至 2018年10月16日
営業収益		
有価証券売買等損益	324,818,495	128,655,555
営業収益合計	324,818,495	128,655,555
営業費用		
受託者報酬	252,168	594,007
委託者報酬	2,269,424	5,345,994
その他費用	62,946	148,412
営業費用合計	2,584,538	6,088,413
営業利益又は営業損失()	322,233,957	122,567,142
経常利益又は経常損失()	322,233,957	122,567,142
中間純利益又は中間純損失()	322,233,957	122,567,142
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	21,210,173	21,994,868
期首剰余金又は期首欠損金()	845,372,729	2,526,015,890
剰余金増加額又は欠損金減少額	666,289,719	1,175,886,847
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	666,289,719	1,175,886,847
剰余金減少額又は欠損金増加額	155,730,836	229,099,719
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	155,730,836	229,099,719
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
中間剰余金又は中間欠損金()	1,656,955,396	3,573,375,292

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当中間計算期間 自 2018年 4月17日 至 2018年10月16日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区 分	前期 2018年 4月16日現在	当中間計算期間末 2018年10月16日現在
1. 1 期首元本額	857,258,269円	1,960,658,373円
期中追加設定元本額	1,485,635,526円	817,382,744円
期中一部解約元本額	382,235,422円	175,311,179円
2. 1 中間計算期間末日における受益権の 総数	1,960,658,373口	2,602,729,938口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間 自 2017年 4月18日 至 2017年10月17日	当中間計算期間 自 2018年 4月17日 至 2018年10月16日
該当事項はありません。	同 左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	前期 2018年 4月16日現在	当中間計算期間末 2018年10月16日現在
1. 中間貸借対照表計上額、 時価及びこれらの差額	時価で計上しているため、その 差額ははありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価 証券及びデリバティブ取引 に関する事項	(1)有価証券 （重要な会計方針に係る事項 に関する注記）に記載して おります。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ 取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ 取引以外の金融商品につ いては、短期間で決済され、 時価は帳簿価額と近似して いるため、当該帳簿価額を 時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ 取引以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	---	----

(1口当たり情報に関する注記)

前期 2018年 4月16日現在		当中間計算期間末 2018年10月16日現在	
1口当たり純資産額	2.2884円	1口当たり純資産額	2.3729円
(1万口当たり純資産額	22,884円)	(1万口当たり純資産額	23,729円)

(ご参考)

当ファンドは、「TMA外国株式インデックスマザーファンド」を主要な投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。なお、同ファンドの状況は次のとおりです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象ではありません。

「TMA外国株式インデックスマザーファンド」の状況

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	2018年 4月16日現在 金額(円)	2018年10月16日現在 金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		1,057,615,438	169,473,342
コール・ローン		82,559,096	36,020,654
株式		13,816,567,227	7,251,897,623
投資証券		343,962,231	169,821,608
派生商品評価勘定		28,904,032	17,520
未収入金		206,762	
未収配当金		18,719,761	6,525,620
差入委託証拠金		208,070,897	117,059,411
流動資産合計		15,556,605,444	7,750,815,778
資産合計		15,556,605,444	7,750,815,778
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		268,700	15,952,963
未払解約金		264,922,138	40,201,069
未払利息		191	77
流動負債合計		265,191,029	56,154,109
負債合計		265,191,029	56,154,109
純資産の部			

元本等			
元本	1	6,647,867,256	3,222,421,683
剰余金			
剰余金又は欠損金()		8,643,547,159	4,472,239,986
元本等合計		15,291,414,415	7,694,661,669
純資産合計		15,291,414,415	7,694,661,669
負債純資産合計		15,556,605,444	7,750,815,778

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2018年 4月17日 至 2018年10月16日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式及び投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。 (2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には、発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

区 分	2018年 4月16日現在	2018年10月16日現在
1. 1 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	24,869,645,932円	6,647,867,256円
同期中における追加設定元本額	2,304,539,570円	941,216,982円
同期中における一部解約元本額	20,526,318,246円	4,366,662,555円
同中間期末における元本額	6,647,867,256円	3,222,421,683円
元本の内訳*		

L P S 4 資産分散ファンド(慎重型)	1,713,398円	1,751,209円
L P S 4 資産分散ファンド (安定重視型)	3,974,393円	3,404,163円
L P S 4 資産分散ファンド (バランス型)	11,234,426円	10,880,329円
L P S 4 資産分散ファンド (成長重視型)	15,911,428円	15,574,248円
L P S 4 資産分散ファンド(積極型)	21,591,045円	21,362,519円
東京海上セレクション・外国株式イン デックス	1,950,558,327円	2,586,417,032円
東京海上・年金運用型戦略ファンド (年1回決算型)	32,289,501円	39,199,692円
T M A 外国株式インデックスV A <適格機関投資家限定>	170,723,880円	110,069,541円
T M A 世界バランスファンド55V A <適格機関投資家限定>	15,092,750円	円
T M A 世界バランスファンド35V A <適格機関投資家限定>	4,375,470,303円	317,855,830円
東京海上・世界インデックス・ balan ス40<適格機関投資家限定>	4,416,264円	11,269,149円
東京海上・世界インデックス・ balan ス60<適格機関投資家限定>	44,891,541円	104,637,971円
計	6,647,867,256円	3,222,421,683円
2. 1 本書における開示対象ファンドの中間 計算期間末日における当該親投資信託 の受益権の総数	6,647,867,256口	3,222,421,683口

(注) *は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

区 分	2018年 4月16日現在	2018年10月16日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及 びこれらの差額	時価で計上しているため、そ の差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法並びに有価 証券及びデリバティブ取引 に関する事項	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事 項に関する注記)に記載し ております。 (2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等に関 する注記)に記載しており ます。 (3)有価証券及びデリバティブ 取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ 取引以外の金融商品につ いては、短期間で決済され、 時価は帳簿価額と近似して いるため、当該帳簿価額を 時価としております。	(1)有価証券 同左 (2)デリバティブ取引 同左 (3)有価証券及びデリバティブ 取引以外の金融商品 同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額又は計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左
----------------------------	--	----

(デリバティブ取引等に関する注記)
取引の時価等に関する事項

(1) 株式関連

(2018年4月16日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	1,042,461,830		1,071,362,162	28,900,332
	S&P 500 EMIN	629,938,718		642,794,225	12,855,507
	DJ EU STX 50	210,400,441		218,880,897	8,480,456
	FTSE 100 IDX	202,122,671		209,687,040	7,564,369
合計		1,042,461,830		1,071,362,162	28,900,332

(2018年10月16日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	278,531,809		262,597,794	15,934,015
	S&P 500 EMIN	146,948,773		138,418,559	8,530,214
	DJ EU STX 50	65,737,148		62,294,910	3,442,238
	FTSE 100 IDX	65,845,888		61,884,325	3,961,563
合計		278,531,809		262,597,794	15,934,015

(注)1.時価の算定方法

株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、同中間計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

また契約額等及び時価の邦貨換算は本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。

4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(2) 通貨関連

(2018年4月16日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建	210,753,400		211,018,400	265,000
	米ドル	134,225,000		134,375,000	150,000
	加ドル	8,531,700		8,528,000	3,700
	ユーロ	27,803,790		27,843,900	40,110
	英ポンド	16,825,930		16,859,700	33,770
	スイスフラン	6,693,180		6,697,800	4,620
	豪ドル	16,673,800		16,714,000	40,200
	合計	210,753,400		211,018,400	265,000

(2018年10月16日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	為替予約取引				
	売建	10,228,062		10,229,490	1,428
	英ポンド	2,790,055		2,797,940	7,885
	豪ドル	2,944,127		2,955,190	11,063
	イスラエルシェケル	4,493,880		4,476,360	17,520
	合計	10,228,062		10,229,490	1,428

(注)1. 時価の算定方法

(1) 本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

同中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

同中間計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 同中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算しております。

- ・ 同中間計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 本書における開示対象ファンドの中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については同中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報に関する注記)

2018年 4月16日現在	2018年10月16日現在
---------------	---------------

1口当たり純資産額	2.3002円	1口当たり純資産額	2.3879円
(1万口当たり純資産額	23,002円)	(1万口当たり純資産額	23,879円)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2018年10月31日現在

種類	金額
資産総額	6,319,021,001 円
負債総額	14,833,337 円
純資産総額（ - ）	6,304,187,664 円
発行済数量	2,696,701,952 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	2.3377 円

（ご参考：親投資信託の現況）

TMA外国株式インデックスマザーファンド

2018年10月31日現在

種類	金額
資産総額	8,209,411,290 円
負債総額	391,392,319 円
純資産総額（ - ）	7,818,018,971 円
発行済数量	3,323,012,263 口
1 単位当たり純資産額（ / ）	2.3527 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

1. 名義書換
該当事項はありません。
2. 受益者に対する特典
特典はありません。
3. 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。
4. 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

5. 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
6. 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
7. 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。
8. 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

2018年10月末日現在、資本金の額は20億円です。なお、会社の発行可能株式総数は160,000株であり、38,300株を発行済みです。

委託会社業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

投資信託の投資運用の意思決定プロセスは以下の通りです。

運用本部で運用計画案、収益分配方針案等の運用の基本方針案を作成します。

運用の基本方針は、運用本部長を委員長とする投資政策委員会で投資環境見通し等をふまえて決定されます。

決定された運用の基本方針に基づき、具体的運用計画を策定し、運用を行います。

売買の執行はトレーディング部が行います。

運用部門とは独立した管理部門にて運用評価、ガイドライン遵守状況のチェックを行い、管理本部長を委員長とし運用管理部を事務局とする運用管理委員会に結果報告します。

運用管理委員会から投資政策委員会へ運用評価、ガイドライン遵守状況がフィードバックされ次の基本方針決定に生かされます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

2018年10月末日現在、委託会社が運用を行っている証券投資信託（親投資信託を除きます。）は次の通りです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	0	0
追加型株式投資信託	178	2,514,094
単位型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	1	2,545
合計	179	2,516,639

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期事業年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	13,325,797	16,828,496
前払費用	132,260	150,894
未収委託者報酬	1,578,384	1,524,731
未収収益	2,534,825	2,530,730
未収入金	1,207	1,919
繰延税金資産	287,816	291,045
その他の流動資産	28,360	23,613
流動資産計	17,888,652	21,351,430
固定資産		
有形固定資産	* 1 552,561	* 1 547,215
建物	439,621	409,858
器具備品	111,633	136,834
リース資産	1,306	522
無形固定資産	13,204	34,467
電話加入権	3,795	3,795
ソフトウェア仮勘定	9,409	30,672
投資その他の資産	2,418,251	2,415,723
投資有価証券	54,270	43,545
関係会社株式	1,672,490	1,673,049
その他の関係会社有価証券	31,200	31,200
長期前払費用	9,298	10,541
敷金	450,632	450,632
その他長期差入保証金	20,912	10,865
繰延税金資産	179,447	195,889
固定資産計	2,984,017	2,997,406
資産合計	20,872,669	24,348,837
負債の部		
流動負債		
リース債務	822	548
未払金	1,958,922	2,563,951
未払手数料	634,930	634,789
その他未払金	1,323,992	1,929,162
未払費用	445,613	530,106
未払消費税等	108,541	262,100
未払法人税等	735,000	960,000
預り金	41,371	43,264
前受収益	3,027	3,156
賞与引当金	274,382	282,443
流動負債計	3,567,681	4,645,570
固定負債		
リース債務	548	-
退職給付引当金	393,213	386,552
役員退職慰労引当金	24,180	-
固定負債計	417,941	386,552
負債合計	3,985,623	5,032,123
純資産の部		
株主資本	16,885,034	19,314,136
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	400,000	400,000
その他資本剰余金	400,000	400,000
利益剰余金	14,485,034	16,914,136
利益準備金	500,000	500,000

その他利益剰余金	13,985,034	16,414,136
特別償却準備金	79	38
繰越利益剰余金	13,984,954	16,414,098
評価・換算差額等	2,011	2,577
その他有価証券評価差額金	2,011	2,577
純資産合計	16,887,045	19,316,713
負債・純資産合計	20,872,669	24,348,837

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	第32期 (自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)	第33期 (自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)
営業収益		
委託者報酬	11,342,811	11,741,085
運用受託報酬	9,089,602	11,384,860
投資助言報酬	74,767	68,541
その他営業収益	64,158	215,481
営業収益計	20,571,339	23,409,968
営業費用		
支払手数料	5,363,864	5,463,460
広告宣伝費	251,016	176,289
公告費	313	-
調査費	5,401,672	6,331,477
調査費	1,635,494	2,359,989
委託調査費	3,766,178	3,971,487
委託計算費	109,429	110,708
営業雑経費	239,192	226,401
通信費	33,787	30,555
印刷費	173,307	160,440
協会費	17,533	21,276
諸会費	7,478	6,349
図書費	7,084	7,778
営業費用計	11,365,489	12,308,336
一般管理費		
給料	2,670,059	3,103,124
役員報酬	119,133	132,792
給料・手当	1,897,712	2,139,811
賞与	653,214	830,521
交際費	16,226	16,511
寄付金	3,598	3,384
旅費交通費	136,737	181,123
租税公課	115,360	142,241
不動産賃借料	316,801	375,691
役員退職慰労引当金繰入	2,910	-
役員退職慰労金	-	6,710
退職給付費用	87,275	114,711
賞与引当金繰入	209,007	282,443
固定資産減価償却費	63,467	76,622
法定福利費	424,721	499,149
福利厚生費	8,100	8,917
諸経費	469,957	437,854
一般管理費計	4,524,223	5,248,487
営業利益	4,681,627	5,853,144
営業外収益		
受取利息	459	472
受取配当金	* 1 45,776	* 1 107,891
匿名組合投資利益	* 1 77,298	* 1 50,146
為替差益	8,924	-

雑益	10,134	11,209
営業外収益計	142,593	169,720
営業外費用		
為替差損	-	19,974
雑損	6,661	2,653
営業外費用計	6,661	22,628
経常利益	4,817,559	6,000,236
特別損失		
器具備品除却損	4,685	257
本社移転費用	229,113	-
特別損失計	233,799	257
税引前当期純利益	4,583,760	5,999,979
法人税、住民税及び事業税	1,455,944	1,806,783
法人税等調整額	25,233	19,919
法人税等合計	1,430,711	1,786,863
当期純利益	3,153,048	4,213,116

(3) 【株主資本等変動計算書】

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益 剰余金	
					特別償却 準備金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	-	-	500,000	-	7,585,959
当期変動額						
剰余金の配当						791,278
合併による増加		400,000	400,000		103	4,037,200
特別償却準備金の取崩					24	24
当期純利益						3,153,048
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	400,000	400,000	-	79	6,398,995
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	79	13,984,954

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	8,085,959	10,085,959	1,567	1,567	10,087,527
当期変動額					
剰余金の配当	791,278	791,278			791,278
合併による増加	4,037,304	4,437,304			4,437,304
特別償却準備金の取崩	-	-			-
当期純利益	3,153,048	3,153,048			3,153,048
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			443	443	443

当期変動額合計	6,399,074	6,799,074	443	443	6,799,518
当期末残高	14,485,034	16,885,034	2,011	2,011	16,887,045

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計		特別償却準備金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	79	13,984,954
当期変動額						
剰余金の配当						1,784,014
特別償却準備金の取崩					41	41
当期純利益						4,213,116
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	41	2,429,143
当期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	38	16,414,098

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	14,485,034	16,885,034	2,011	2,011	16,887,045
当期変動額					
剰余金の配当	1,784,014	1,784,014			1,784,014
特別償却準備金の取崩	-	-			-
当期純利益	4,213,116	4,213,116			4,213,116
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			565	565	565
当期変動額合計	2,429,102	2,429,102	565	565	2,429,667
当期末残高	16,914,136	19,314,136	2,577	2,577	19,316,713

注記事項

重要な会計方針

第33期

自 平成29年4月1日

至 平成30年3月31日

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価を把握することが極めて困難と認められるもの

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。

(2) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リースに係る有形固定資産中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

第33期

自 平成29年4月1日
至 平成30年3月31日

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

平成34年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(貸借対照表関係)

第32期 平成29年3月31日現在	第33期 平成30年3月31日現在
----------------------	----------------------

* 1 . 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。	* 1 . 有形固定資産の減価償却累計額は次のとおりであります。												
<table> <tr><td>建物</td><td>20,366千円</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td>453,412千円</td></tr> <tr><td>リース資産</td><td>2,612千円</td></tr> </table>	建物	20,366千円	器具備品	453,412千円	リース資産	2,612千円	<table> <tr><td>建物</td><td>51,080千円</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td>424,930千円</td></tr> <tr><td>リース資産</td><td>3,395千円</td></tr> </table>	建物	51,080千円	器具備品	424,930千円	リース資産	3,395千円
建物	20,366千円												
器具備品	453,412千円												
リース資産	2,612千円												
建物	51,080千円												
器具備品	424,930千円												
リース資産	3,395千円												

(損益計算書関係)

<p style="text-align: center;">第32期</p> <p style="text-align: center;">自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日</p>	<p style="text-align: center;">第33期</p> <p style="text-align: center;">自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日</p>								
* 1 . 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。	* 1 . 関係会社との主な取引高は次のとおりであります。								
<table> <tr><td>関係会社からの受取配当金</td><td>45,377千円</td></tr> <tr><td>関係会社からの匿名組合契約に基づく利益の分配</td><td>77,298千円</td></tr> </table>	関係会社からの受取配当金	45,377千円	関係会社からの匿名組合契約に基づく利益の分配	77,298千円	<table> <tr><td>関係会社からの受取配当金</td><td>104,224千円</td></tr> <tr><td>関係会社からの匿名組合契約に基づく利益の分配</td><td>50,146千円</td></tr> </table>	関係会社からの受取配当金	104,224千円	関係会社からの匿名組合契約に基づく利益の分配	50,146千円
関係会社からの受取配当金	45,377千円								
関係会社からの匿名組合契約に基づく利益の分配	77,298千円								
関係会社からの受取配当金	104,224千円								
関係会社からの匿名組合契約に基づく利益の分配	50,146千円								

(株主資本等変動計算書関係)

第32期(自 平成28年 4月 1日 至 平成29年 3月31日)

1 . 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	平成28年 4月 1日 現在	増加	減少	平成29年 3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2 . 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成28年 6月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	791,278千円
(ロ) 1株当たり配当額	20,660円
(ハ) 基準日	平成28年 3月31日
(ニ) 効力発生日	平成28年 6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成29年 6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	1,784,014千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	46,580円
(ニ) 基準日	平成29年 3月31日
(ホ) 効力発生日	平成29年 6月30日

第33期(自 平成29年 4月 1日 至 平成30年 3月31日)

1 . 発行済株式に関する事項

(単位:株)

株式の種類	平成29年 4月 1日 現在	増加	減少	平成30年 3月31日 現在
普通株式	38,300	-	-	38,300

2 . 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成29年 6月30日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	1,784,014千円
------------	-------------

(口) 1株当たり配当額	46,580円
(ハ) 基準日	平成29年3月31日
(ニ) 効力発生日	平成29年6月30日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
平成30年6月29日の定時株主総会において、次のとおり配当を提案する予定であります。

・普通株式の配当に関する事項

(イ) 配当金の総額	1,901,595千円
(ロ) 配当の原資	繰越利益剰余金
(ハ) 1株当たり配当額	49,650円
(ニ) 基準日	平成30年3月31日
(ホ) 効力発生日	平成30年6月29日

(リース取引関係)

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

2. リース資産の減価償却の方法

「重要な会計方針」の「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

第33期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

2. リース資産の減価償却の方法

「重要な会計方針」の「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第32期 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	第33期 自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社の資本は本来の事業目的のために使用することを基本とし、資産の運用に際しては、資産運用リスクを極力最小限に留めることを基本方針としております。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左
(2) 金融商品の内容及びそのリスク 営業債権である未収収益は顧客の信用リスクに晒されており、未収委託者報酬は市場リスクに晒されております。投資有価証券は、主にファンドの自己設定に関連する投資信託であり、基準価額の変動リスクに晒されております。 営業債務である未払金は、ほとんど1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。	(2) 金融商品の内容及びそのリスク 同左
(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 未収収益については、管理部門において取引先ごとに期日及び残高を把握することで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。	(3) 金融商品に係るリスク管理体制 信用リスク 同左

<p>市場リスク 未収委託者報酬には、運用資産の悪化から回収できず当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績からリスクは僅少であると判断しております。</p> <p>投資有価証券については、管理部門において定期的に時価を把握する体制としております。</p> <p>流動性リスク 当社は、日々資金残高管理を行っており流動性リスクを管理しております。</p>	<p>市場リスク 同左</p> <p>流動性リスク 同左</p>
--	--

2. 金融商品の時価等に関する事項

第32期（平成29年3月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1)現金・預金	13,325,797	13,325,797	-
(2)未収委託者報酬	1,578,384	1,578,384	-
(3)未収収益	2,534,825	2,534,825	-
(4)未収入金	1,207	1,207	-
(5)投資有価証券 其他有価証券	54,270	54,270	-
(6)預り金	(41,371)	(41,371)	-
(7)未払金	(1,958,922)	(1,958,922)	-
(8)未払費用	(445,613)	(445,613)	-
(9)未払消費税等	(108,541)	(108,541)	-
(10)未払法人税等	(735,000)	(735,000)	-

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

第33期（平成30年3月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（*）	時価（*）	差額
(1)現金・預金	16,828,496	16,828,496	-
(2)未収委託者報酬	1,524,731	1,524,731	-
(3)未収収益	2,530,730	2,530,730	-
(4)未収入金	1,919	1,919	-
(5)投資有価証券 其他有価証券	43,545	43,545	-
(6)預り金	(43,264)	(43,264)	-
(7)未払金	(2,563,951)	(2,563,951)	-
(8)未払費用	(530,106)	(530,106)	-
(9)未払消費税等	(262,100)	(262,100)	-
(10)未払法人税等	(960,000)	(960,000)	-

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第32期 平成29年3月31日現在	第33期 平成30年3月31日現在
(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金、(6) 預り金、(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払消費税等及び(10) 未払法人税等	(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収収益、(4) 未収入金、(6) 預り金、(7) 未払金、(8) 未払費用、(9) 未払消費税等及び(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。	同左
(5) 投資有価証券 時価の算定方法につきましては「重要な会計方針」の「1. 有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。	(5) 投資有価証券 同左

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

第32期 平成29年3月31日現在		第33期 平成30年3月31日現在	
以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。		以下については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。	
(単位：千円)		(単位：千円)	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額
子会社株式	1,639,743	子会社株式	1,640,302
関連会社株式	32,747	関連会社株式	32,747
その他の関係会社 有価証券	31,200	その他の関係会社 有価証券	31,200
敷金	450,632	敷金	450,632
その他長期差入保証金	20,912	その他長期差入保証金	10,865

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

第32期 平成29年3月31日現在	第33期 平成30年3月31日現在
該当事項はありません。	同左

(注4) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第32期(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	13,325,573	-	-	-
未収委託者報酬	1,578,384	-	-	-
未収収益	2,534,825	-	-	-
未収入金	1,207	-	-	-
投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	6,000	21,783	6,000	-
合計	17,445,990	21,783	6,000	-

第33期(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	16,827,976	-	-	-
未収委託者報酬	1,524,731	-	-	-
未収収益	2,530,730	-	-	-
未収入金	1,919	-	-	-

投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの	-	19,743	5,000	-
合計	20,885,358	19,743	5,000	-

(有価証券関係)

第32期 平成29年3月31日現在	第33期 平成30年3月31日現在																																
<p>1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式1,639,743千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 31,200千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。</p>	<p>1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券</p> <p>子会社株式及び関連会社株式（貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式32,747千円）並びにその他の関係会社有価証券（貸借対照表計上額 31,200千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。</p>																																
<p>2. その他有価証券 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託</td> <td>33,725</td> <td>27,289</td> <td>6,435</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託</td> <td>20,545</td> <td>24,081</td> <td>3,536</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>54,270</td> <td>51,371</td> <td>2,899</td> </tr> </tbody> </table>	区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	33,725	27,289	6,435	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	20,545	24,081	3,536	合計	54,270	51,371	2,899	<p>2. その他有価証券 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>貸借対照表計上額</th> <th>取得原価</th> <th>差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託</td> <td>27,151</td> <td>21,652</td> <td>5,498</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託</td> <td>16,394</td> <td>18,178</td> <td>1,783</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>43,545</td> <td>39,831</td> <td>3,714</td> </tr> </tbody> </table>	区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	27,151	21,652	5,498	貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	16,394	18,178	1,783	合計	43,545	39,831	3,714
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額																														
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	33,725	27,289	6,435																														
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	20,545	24,081	3,536																														
合計	54,270	51,371	2,899																														
区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額																														
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託	27,151	21,652	5,498																														
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託	16,394	18,178	1,783																														
合計	43,545	39,831	3,714																														
<p>3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 該当事項はありません。</p>	<p>3. 当事業年度中に売却したその他有価証券 同左</p>																																

(退職給付関係)

<p>1. 採用している退職給付制度の概要</p> <p>当社は、従業員の退職給付に備えるため、非積立型の確定給付制度及び確定拠出年金制度を採用しております。</p> <p>退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、当社従業員を制度対象として、給与と勤続年数に基づき算出した一時金を支給しております。受入出向者については退職給付負担金を支払っており、損益計算書上の退職給付費用には当該金額が含まれております。貸借対照表上は出向期間3年以下の出向者に係る金額が退職給付引当金に、出向期間3年超の出向者に係る金額がその他未払金にそれぞれ含まれております。</p> <p>なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。</p>
<p>2. 確定給付制度</p>

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	第32期		第33期	
	自	平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	自	平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
退職給付引当金の期首残高		197,784千円		393,213千円
退職給付費用		31,281千円		46,223千円
退職給付の支払額		6,251千円		43,667千円
合併による増加		179,615千円		-
確定拠出年金制度への移管額		9,217千円		9,217千円
退職給付引当金の期末残高		393,213千円		386,552千円

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第32期		第33期	
	平成29年3月31日現在		平成30年3月31日現在	
積立型制度の退職給付債務		-		-
年金資産		-		-
		-		-
非積立型制度の退職給付債務		393,213千円		386,552千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額		393,213千円		386,552千円
退職給付引当金		393,213千円		386,552千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額		393,213千円		386,552千円

(3) 退職給付費用

	第32期		第33期	
	自	平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	自	平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
簡便法で計算した退職給付費用		22,064千円		37,006千円

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第32期(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)46,034千円、第33期(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)54,764千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

	第32期	第33期
	(平成29年3月31日現在)	(平成30年3月31日現在)
繰延税金資産		
役員退職慰労引当金	7,403千円	-
退職給付引当金	120,401千円	118,362千円
未払金	3,507千円	4,251千円
賞与引当金	84,674千円	86,484千円
未払法定福利費	12,005千円	10,538千円
未払事業所税	3,291千円	3,288千円
未払事業税	35,145千円	50,364千円
未払調査費	45,734千円	44,622千円
減価償却超過額	52,565千円	78,443千円
繰延資産超過額	-	237千円

未払確定拠出年金	1,236千円	1,519千円
未払費用	102,221千円	89,977千円
繰延税金資産小計	468,187千円	488,088千円
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	468,187千円	488,088千円
繰延税金負債		
特別償却準備金	35千円	16千円
その他有価証券評価差額金	887千円	1,137千円
繰延税金負債合計	923千円	1,154千円
繰延税金資産の純額	467,264千円	486,934千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第32期 (平成29年3月31日現在)	第33期 (平成30年3月31日現在)
法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。	同左

(セグメント情報等)

第32期 自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	第33期 自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日
<p>[セグメント情報]</p> <p>当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用(投資運用業)を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。</p> <p>当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。</p>	<p>[セグメント情報]</p> <p>同左</p>

[関連情報]	[関連情報]
<p>1. 製品及びサービスごとの情報 単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。 (2) 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報 当社は、外部顧客からの収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。</p>	<p>1. 製品及びサービスごとの情報 同左</p> <p>2. 地域ごとの情報 (1) 営業収益 同左 (2) 有形固定資産 同左</p> <p>3. 主要な顧客ごとの情報 (1) 投資信託の名称 東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型） (2) 委託者報酬 2,915,606千円 (3) 関連するセグメント名 投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメント</p>

(関連当事者情報)

第32期（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	TOKIO MARINE ROGGE ASSET MANAGEMENT LIMITED	英国・ ロンドン	GBP 300千	投資運用業 投資助言業	(所有) 直接50%	運用の 再委任	委託 調査費 の支払	917,507	未払金	200,874
						役員 の 派遣			未払費用	14,636

(注) * 取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

* 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容 又は 職業	議決権の 所有 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	----------------	-----	------------------	-----------------------	------------------	-------------------	-----------	--------------	----	--------------

同一の親会社をもつ会社	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区	101,994,694千円	損害保険業	なし	運用の一任	運用受託報酬の受取	1,247,159	未収収益	285,970
						役員の兼任				
同一の親会社をもつ会社	Delphi Capital Management, Inc.	米国・ニューヨーク	USD 1千	資産運用業	なし	運用の再委託	委託調査費の支払	763,120	未払金	225,715

(注) * 取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

* 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第33期(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等重要な取引はありません。

(2) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等重要な取引はありません。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社をもつ会社	東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区	101,994,694千円	損害保険業	なし	運用の一任	運用受託報酬の受取	1,518,481	未収収益	386,279
						役員の兼任				
同一の親会社をもつ会社	Delphi Capital Management, Inc.	米国・ニューヨーク	USD 1千	資産運用業	なし	運用の再委託	委託調査費の支払	936,716	未払金	288,919

(注) * 取引価格については、市場実勢等を勘案し、交渉の上決定しております。

* 取引金額には、消費税等は含まれておりません。

(4) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等重要な取引はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する情報

(1) 親会社情報

東京海上ホールディングス株式会社(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1 株当たり情報)

第32期 (自 平成28年 4 月 1 日 至 平成29年 3 月31日)	
1 株当たり純資産額	440,915円03銭
1 株当たり当期純利益金額	82,325円02銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎	
貸借対照表の純資産の部の合計額	16,887,045千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-
普通株式に係る当期末の純資産額	16,887,045千円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株
1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益金額	3,153,048千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益金額	3,153,048千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

第33期 (自 平成29年 4 月 1 日 至 平成30年 3 月31日)	
1 株当たり純資産額	504,352円83銭
1 株当たり当期純利益金額	110,003円02銭
なお、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎	
貸借対照表の純資産の部の合計額	19,316,713千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-
普通株式に係る当期末の純資産額	19,316,713千円
1 株当たり純資産額の算定に用いられた当期末の普通株式の数	38,300株
1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益金額	4,213,116千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る当期純利益金額	4,213,116千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

中間財務諸表
中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間		
(平成30年9月30日現在)		
資産の部		
流動資産		
現金・預金		15,126,277
前払費用		154,617
未収委託者報酬		1,680,394
未収収益		2,651,942
未収入金		5,094
その他の流動資産		16,835
流動資産計		19,635,161
固定資産		
有形固定資産	* 1	519,494
建物		394,786
器具備品		124,577
リース資産		130
無形固定資産		19,884
電話加入権		3,795
ソフトウェア仮勘定		16,089
投資その他の資産		2,957,084
投資有価証券		45,761
関係会社株式		1,673,049
その他の関係会社有価証券		31,200
長期前払費用		10,974
敷金		450,632
その他長期差入保証金		10,041
繰延税金資産		735,425
固定資産計		3,496,463
資産合計		23,131,625
負債の部		
流動負債		
リース債務		137
未払金		1,762,594
未払手数料		720,029
その他未払金		1,042,565
未払費用		545,708
未払消費税等	* 2	89,361
未払法人税等		930,000
預り金		50,351
前受収益		14,126
賞与引当金		563,759
流動負債計		3,956,039
固定負債		
退職給付引当金		396,749
固定負債計		396,749
負債合計		4,352,788
純資産の部		
株主資本		18,774,855
資本金		2,000,000

資本剰余金	400,000
その他資本剰余金	400,000
利益剰余金	16,374,855
利益準備金	500,000
その他利益剰余金	15,874,855
特別償却準備金	27
繰越利益剰余金	15,874,827
評価・換算差額等	3,981
その他有価証券評価差額金	3,981
純資産合計	18,778,836
負債・純資産合計	23,131,625

中間損益計算書

(単位：千円)

	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	6,132,231
運用受託報酬	4,641,565
投資助言報酬	34,631
その他営業収益	152,377
営業収益計	10,960,805
営業費用	
支払手数料	2,827,682
広告宣伝費	98,650
調査費	2,925,394
調査費	1,292,525
委託調査費	1,632,868
委託計算費	58,436
営業雑経費	123,684
通信費	16,674
印刷費	81,768
協会費	12,247
諸会費	6,347
図書費	6,647
営業費用計	6,033,848
一般管理費	
給料	1,372,499
役員報酬	63,057
給料・手当	1,168,770
賞与	140,672
交際費	8,371
寄付金	32
旅費交通費	100,092
租税公課	70,448
不動産賃借料	189,825
退職給付費用	53,821
賞与引当金繰入	563,759
固定資産減価償却費	* 1 44,351
法定福利費	281,061
福利厚生費	9,108
諸経費	234,474

一般管理費計	2,927,845
営業利益	1,999,110
営業外収益	
受取利息	55
受取配当金	89
雑益	6,427
営業外収益計	6,571
営業外費用	
為替差損	23,262
雑損	975
営業外費用計	24,237
経常利益	1,981,444
税引前中間純利益	1,981,444
法人税、住民税及び事業税	868,241
法人税等調整額	249,110
法人税等合計	619,130
中間純利益	1,362,313

中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		その他資本 剰余金	資本剰余金 合計		その他利益 剰余金	
					特別償却 準備金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	38	16,414,098
当中間期変動額						
剰余金の配当						1,901,595
特別償却準備金の取崩					10	10
中間純利益						1,362,313
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）						
当中間期変動額合計	-	-	-	-	10	539,270
当中間期末残高	2,000,000	400,000	400,000	500,000	27	15,874,827

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等 合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	16,914,136	19,314,136	2,577	2,577	19,316,713
当中間期変動額					
剰余金の配当	1,901,595	1,901,595			1,901,595
特別償却準備金の取崩	-	-			-
中間純利益	1,362,313	1,362,313			1,362,313
株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額）			1,404	1,404	1,404
当中間期変動額合計	539,281	539,281	1,404	1,404	537,877

当中間期末残高	16,374,855	18,774,855	3,981	3,981	18,778,836
---------	------------	------------	-------	-------	------------

注記事項

重要な会計方針

	当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)
1. 資産の評価基準及び 評価方法	<p>有価証券</p> <p>(1) 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価を把握することが極めて困難と認められるもの 移動平均法による原価法</p>
2. 固定資産の減価償却 の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。また、取得価額が10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法を採用しております。</p> <p>(2) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リースに係る有形固定資産中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金</p>

	<p>従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る中間期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p>
4. 消費税等の会計処理方法	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

<p>当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)</p>
<p>(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)</p> <p>「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当中間会計期間の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。</p>

(中間貸借対照表関係)

	<p>当中間会計期間 (平成30年9月30日現在)</p>
1 有形固定資産の減価償却累計額	<p>建物 66,435千円</p> <p>器具備品 452,836千円</p> <p>リース資産 3,787千円</p>
2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。

(中間損益計算書関係)

	<p>当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)</p>
1 減価償却実施額	有形固定資産 44,351千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

	<p>当中間会計期間 (自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)</p>			
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当事業年度期首 (株)	当中間会計期間 増加 (株)	当中間会計期間 減少 (株)	当中間会計期間末 (株)
普通株式	38,300	-	-	38,300
2. 配当に関する事項				

配当金支払額

平成30年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- (イ) 配当金の総額・・・・・・・・・・1,901,595千円
- (ロ) 1株当たり配当額・・・・・・・・・・49,650円
- (ハ) 基準日・・・・・・・・・・平成30年3月31日
- (ニ) 効力発生日・・・・・・・・・・平成30年6月29日

(リース取引関係)

当中間会計期間(自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

2. リース資産の減価償却の方法

「重要な会計方針」の「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

(金融商品関係)

当中間会計期間(平成30年9月30日現在)

金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日現在における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは次表には含まれておりません(注2)参照)。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額(＊)	時価(＊)	差額
(1)現金・預金	15,126,277	15,126,277	-
(2)未収委託者報酬	1,680,394	1,680,394	-
(3)未収収益	2,651,942	2,651,942	-
(4)未収入金	5,094	5,094	-
(5)投資有価証券			
その他有価証券	45,761	45,761	-
(6)預り金	(50,351)	(50,351)	-
(7)未払金	(1,762,594)	(1,762,594)	-
(8)未払費用	(545,708)	(545,708)	-
(9)未払消費税等	(89,361)	(89,361)	-
(10)未払法人税等	(930,000)	(930,000)	-

(＊)負債で計上されているものについては、()で示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法及び有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収収益、(4)未収入金、(6)預り金、(7)未払金、(8)未払費用、(9)未払消費税等並びに(10)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5)投資有価証券

時価の算定方法につきましては「重要な会計方針」の「1. 資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。

(注2)子会社株式(中間貸借対照表計上額 1,640,302千円)及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 32,747千円)及びその他の関係会社有価証券(中間貸借対照表計上額 31,200千円)及び敷金(中間貸借対照表計上額 450,632千円)並びにその他長期差入保証金(中間貸借対照表計上額 10,041千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

(有価証券関係)

当中間会計期間(平成30年9月30日現在)

1. 子会社株式及び関連会社株式並びにその他の関係会社有価証券

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 子会社株式1,640,302千円、関連会社株式32,747千円)並びにその他の関係会社有価証券(中間貸借対照表計上額 31,200千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ること等ができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	証券投資信託	37,371	30,297	7,074
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	証券投資信託	8,390	9,726	1,335
合計		45,761	40,023	5,738

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の名称	委託者報酬 （単位：千円）	関連するセグメント名
東京海上・円資産バランスファンド（毎月決算型）	1,652,029	投資運用業及び投資助 言・代理業にこれらの附 帯業務を集約した単一セ グメント

（1株当たり情報）

当中間会計期間 （自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日）	
1株当たり純資産額	490,309円04銭
1株当たり中間純利益金額	35,569円54銭

なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

中間貸借対照表の純資産の部の合計額	18,778,836千円
純資産の部の合計額から控除する金額	-
普通株式に係る中間会計期間末の純資産額	18,778,836千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間会計期間末の普通株式の数	38,300株

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎

中間損益計算書上の中間純利益金額	1,362,313千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純利益金額	1,362,313千円
普通株式の期中平均株式数	38,300株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常の利用の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

提出日現在、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実、及び重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
- ・資本金の額 324,279百万円(2018年3月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<参考情報：再信託受託会社の概要>

- ・名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額 10,000百万円(2018年3月末日現在)
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額()	事業の内容
S M B C 日興証券株式会社	10,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
明治安田生命保険相互会社	880,000百万円	保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。
東京海上日動火災保険株式会社	101,994百万円	保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

() 2018年3月末日現在。

明治安田生命保険相互会社の資本金の額の箇所には基金および基金償却積立金の合計額を記載していません。

2【関係業務の概要】

受託会社は、信託財産の保管・管理等を行います。また、当ファンドにかかる信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することがあります。

販売会社は、募集・販売の取扱い、一部解約事務および収益分配金・解約金・償還金の支払い等を行います。

3【資本関係】

資本関係はありません。

第3【その他】

- 1．目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案を使用し、委託会社の名称、ファンドの基本的性格等を記載することがあります。
- 2．目論見書の表紙に委託会社の金融商品取引業者登録番号および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- 3．請求目論見書に当ファンドの約款を添付します。
- 4．目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがあります。
- 5．目論見書は電子媒体として使用されたり、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成30年6月4日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の平成30年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月30日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上セレクション・外国株式インデックスの平成29年4月18日から平成30年4月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上セレクション・外国株式インデックスの平成30年4月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成30年12月3日

東京海上アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 荒川 進指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久保 直毅

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている東京海上アセットマネジメント株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第34期事業年度の中間会計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上アセットマネジメント株式会社の平成30年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成30年4月1日から平成30年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2018年11月28日

東京海上アセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 荒川 進
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている東京海上セレクション・外国株式インデックスの2018年4月17日から2018年10月16日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、東京海上セレクション・外国株式インデックスの2018年10月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2018年4月17日から2018年10月16日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

東京海上アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。